

横浜文化体育館再整備事業

要求水準書

(案)

別紙

平成 28 年 2 月 10 日

横 浜 市

別紙一覧

別紙 1	敷地位置図	P1
別紙 2	地積測量図	P3
別紙 3	現況高低図	P5
別紙 4	現横浜文化体育館施設概要図	P7
別紙 5	地質調査結果	P10
別紙 6	土壌汚染概況調査の結果	P26
別紙 7	地中障害物の状況	P29
別紙 8	必要諸室（メインアリーナ施設）	P30
別紙 9	必要諸室（サブアリーナ施設）	P32
別紙 10	建築局公共建築物構造設計の用途係数基準	P34
別紙 11	業務実施体制図	P44
別紙 12	提出図面一覧	P45
別紙 13	利用区分の考え方	P49
別紙 14	利用料金の単位	P50
別紙 15	減免基準の考え方	P56

敷地位置図



参考概算額算定のための民間収益施設の仮定条件

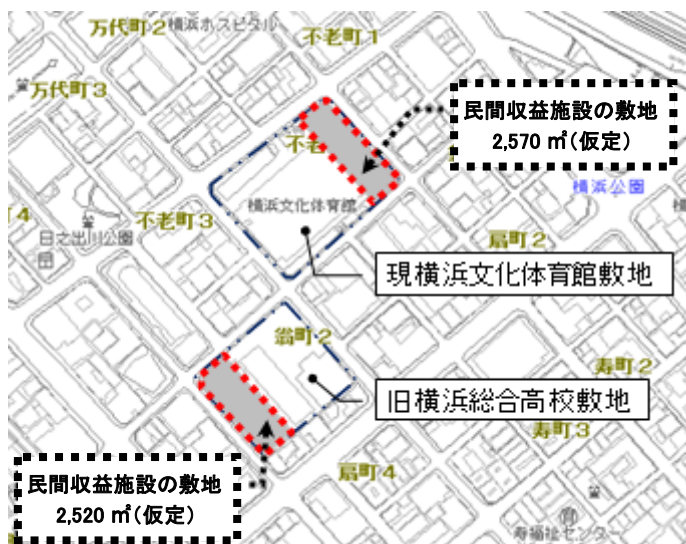
1. 現横浜文化体育館敷地（中区不老町2丁目7番地）

	仮定条件
敷地面積	11,014.23㎡（うち民間収益施設の敷地 2,570㎡）
用途地域	商業地域（80%/500%、最高高さ31m）
施設	メインアリーナ施設、民間収益施設
延床面積	メインアリーナ施設 16,600㎡、民間収益施設 14,000㎡
民間収益施設の 想定用途	①店舗等併用住宅（下層部：店舗・事務所、上層部：住宅） ※1階の住宅（居住部分に限る。）、延床面積の過半の住宅は不可。 ②病院
土地の権利	定期借地権60年間
その他	更地引渡し。土壌汚染、地中障害物は考慮しない。

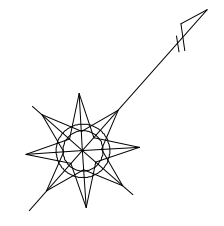
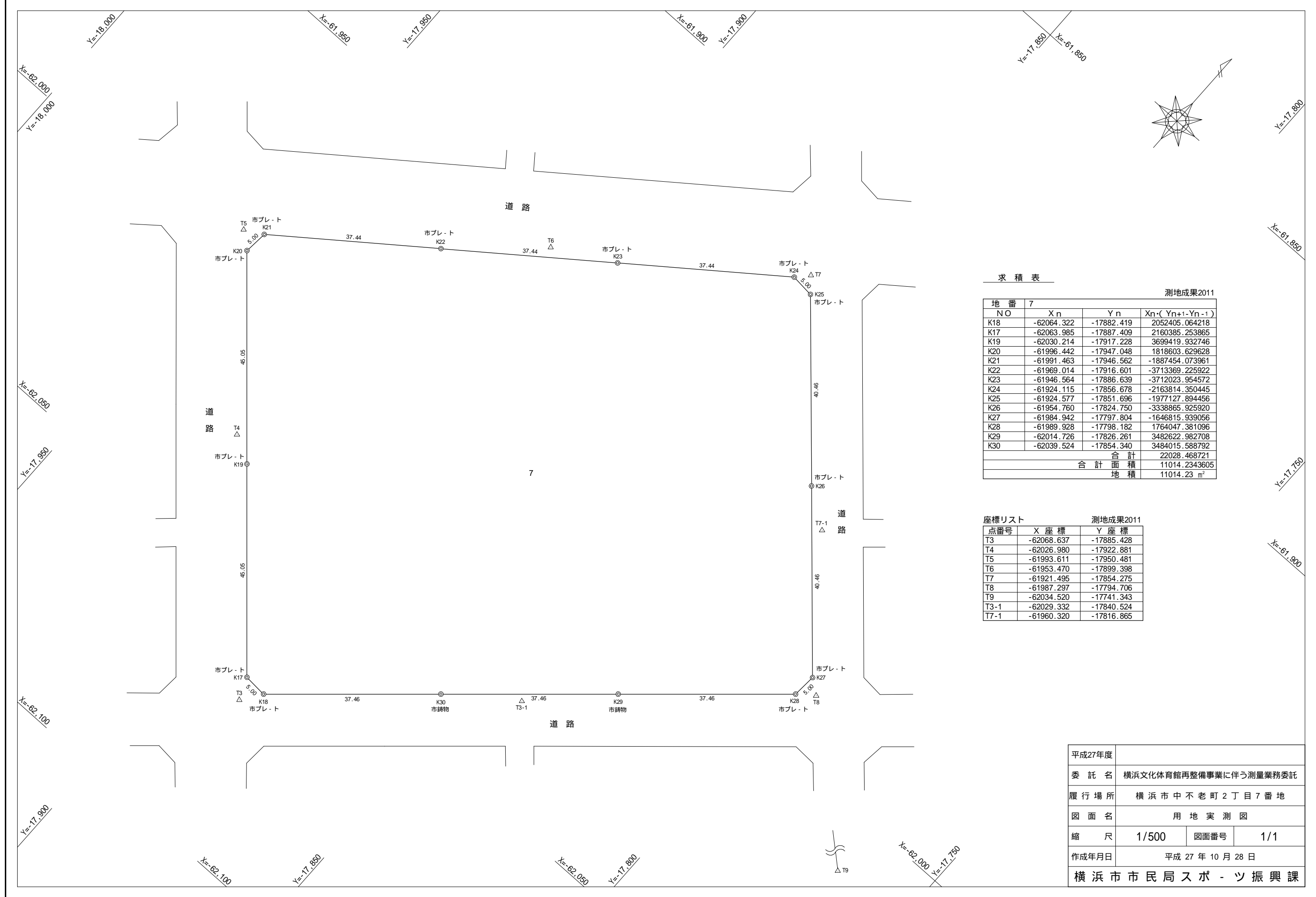
2. 旧横浜総合高校敷地（中区翁町2丁目9番地10）

	仮定条件
敷地面積	8,280㎡（うち民間収益施設の敷地 2,520㎡）
用途地域	商業地域（80%/500%〈一部600%〉、最高高さ31m）
施設	サブアリーナ施設、民間収益施設
延床面積	サブアリーナ施設 14,200㎡、民間収益施設 14,000㎡
民間収益施設の 想定用途	①店舗等併用住宅（下層部：店舗・事務所、上層部：住宅） ※1階の住宅（居住部分に限る。）、延床面積の過半の住宅は不可。 ②病院
土地の権利	定期借地権60年間、又は所有権
その他	更地引渡し。土壌汚染、地中障害物は考慮しない。

参考概算額算定のための敷地割図（仮定）



地積測量図(現横浜文化体育館敷地)



求積表

測地成果2011

地番	7		
NO	X _n	Y _n	X _n ·(Y _{n+1} -Y _{n-1})
K18	-62064.322	-17882.419	2052405.064218
K17	-62063.985	-17887.409	2160385.253865
K19	-62030.214	-17917.228	3699419.932746
K20	-61996.442	-17947.048	1818603.629628
K21	-61991.463	-17946.562	-1887454.073961
K22	-61969.014	-17916.601	-3713369.225922
K23	-61946.564	-17886.639	-3712023.954572
K24	-61924.115	-17856.678	-2163814.350445
K25	-61924.577	-17851.696	-1977127.894456
K26	-61954.760	-17824.750	-3338865.925920
K27	-61984.942	-17797.804	-1646815.939056
K28	-61989.928	-17798.182	1764047.381096
K29	-62014.726	-17826.261	3482622.982708
K30	-62039.524	-17854.340	3484015.588792
合計			22028.468721
合計面積			11014.2343605
地積			11014.23 m ²

座標リスト

測地成果2011

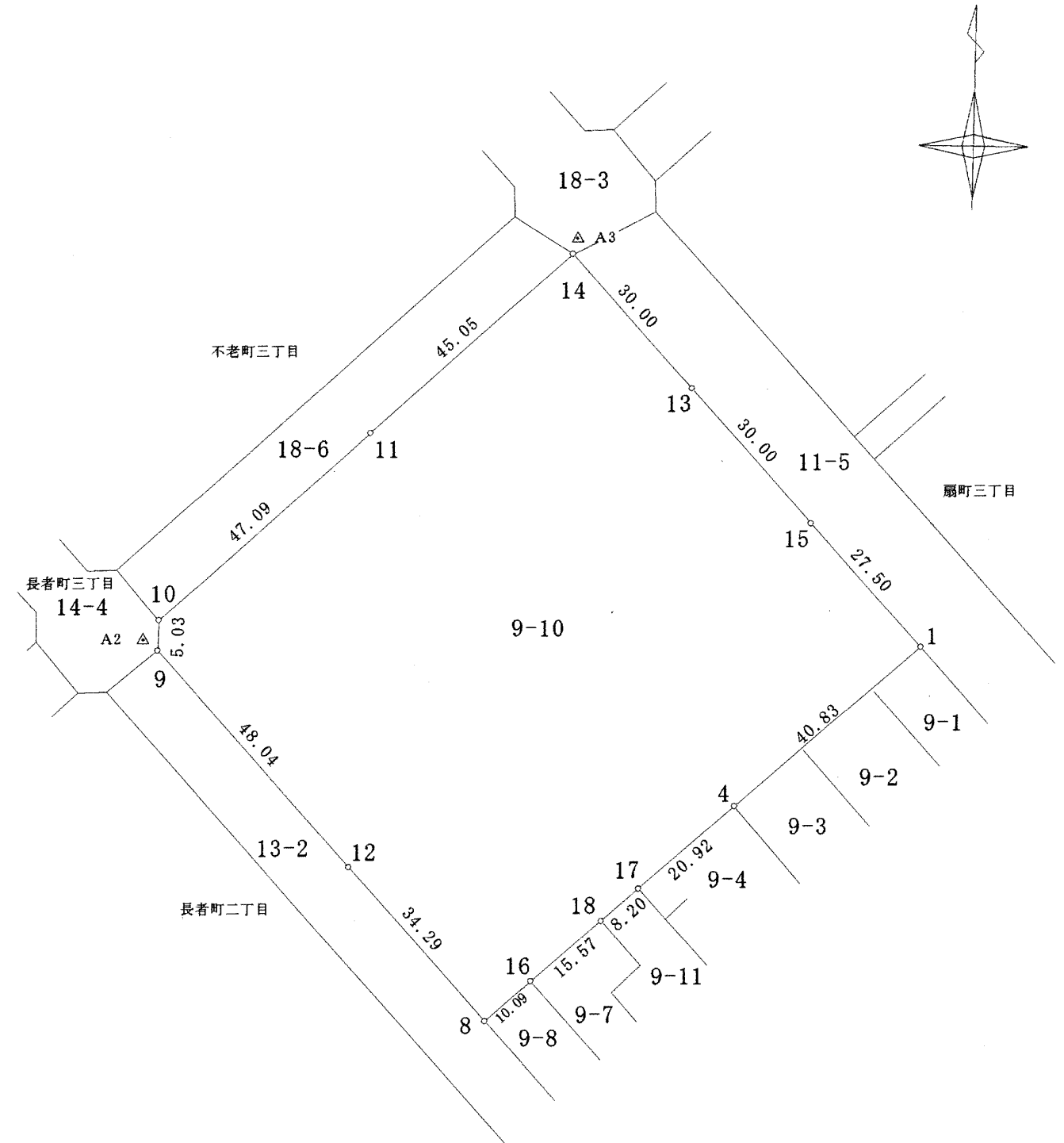
点番号	X座標	Y座標
T3	-62068.637	-17885.428
T4	-62026.980	-17922.881
T5	-61993.611	-17950.481
T6	-61953.470	-17899.398
T7	-61921.495	-17854.275
T8	-61987.297	-17794.706
T9	-62034.520	-17741.343
T3-1	-62029.332	-17840.524
T7-1	-61960.320	-17816.865

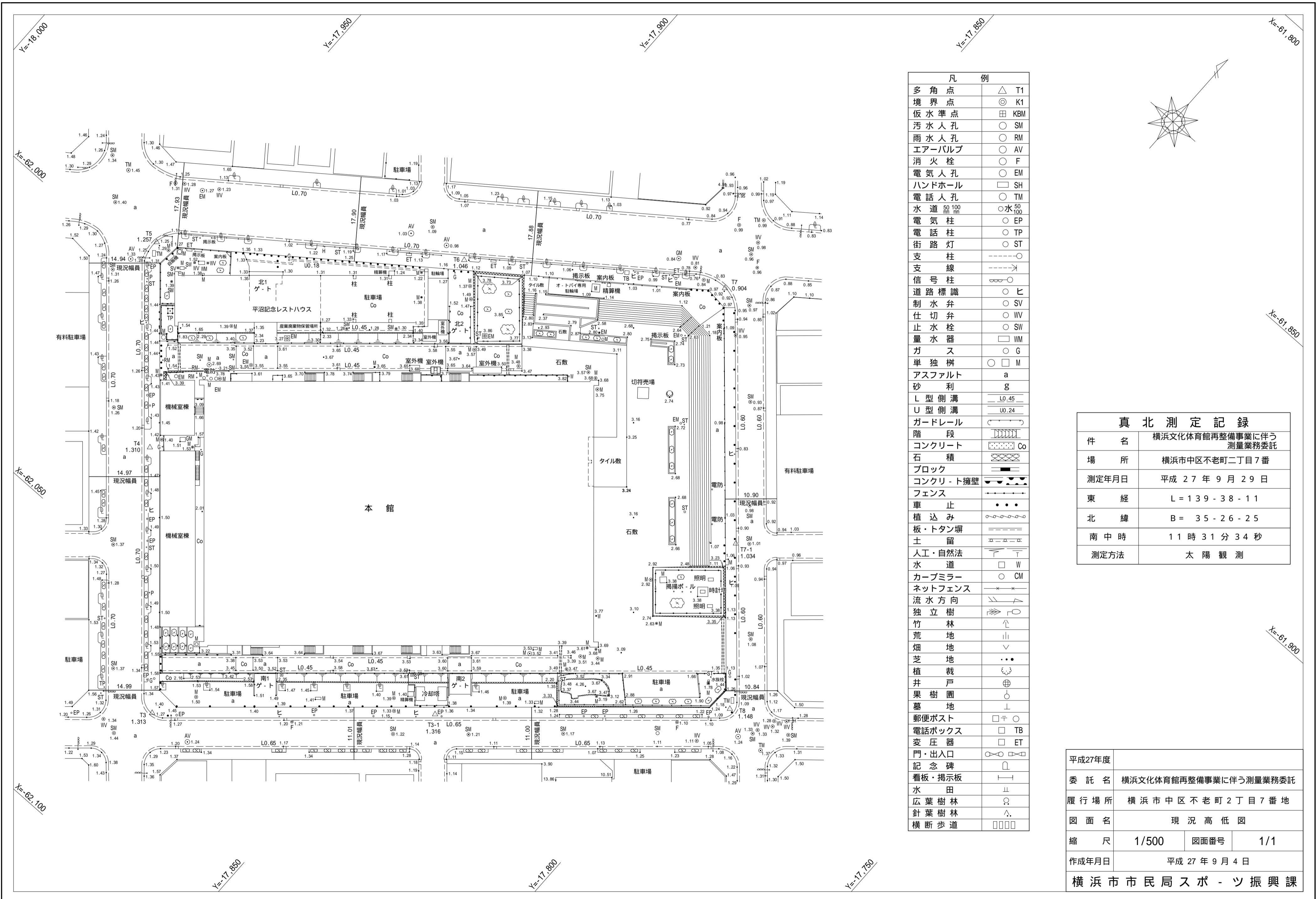
平成27年度			
委託名	横浜文化体育館再整備事業に伴う測量業務委託		
履行場所	横浜市中不老町2丁目7番地		
図面名	用地実測図		
縮尺	1/500	図面番号	1/1
作成年月日	平成27年10月28日		
横浜市市民局スポーツ振興課			

地積測量図(旧横浜総合高校敷地)

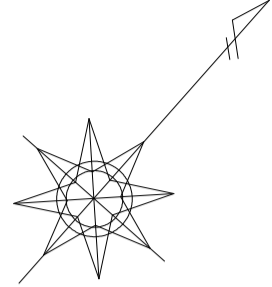
求積表

地番	9-10				
測点名	境界標	X座標	Y座標	$Y_{n+1}-Y_{n-1}$	$X_n(Y_{n+1}-Y_{n-1})$
9	コンクリート	-62150.807	-17958.253	-31.566	1961852.373762
10	鉄	-62145.776	-17958.078	35.453	-2203254.196528
11	鉄	-62114.577	-17922.800	69.026	-4287520.792002
14	コンクリート	-62084.730	-17889.052	53.567	-3325692.731910
13	コンクリート	-62107.252	-17869.233	39.636	-2461683.040272
15	コンクリート	-62129.774	-17849.416	37.993	-2360496.503582
1	コンクリート	-62150.413	-17831.240	-12.865	799565.063245
4	コンクリート	-62176.943	-17862.281	-46.971	2920513.189653
17	コンクリート	-62190.506	-17878.211	-22.164	1378390.374984
18	コンクリート	-62195.833	-17884.445	-18.069	1123816.506477
16	鉄	-62205.946	-17896.280	-19.414	1207666.235644
8	鉄	-62212.608	-17903.859	-30.232	1880811.565056
12	コンクリート	-62186.864	-17926.512	-54.394	3382592.280416
				倍面積	16560.324943
				面積	8280.1624715
				地積	8280.16 m ²
				坪数	2504.74 坪





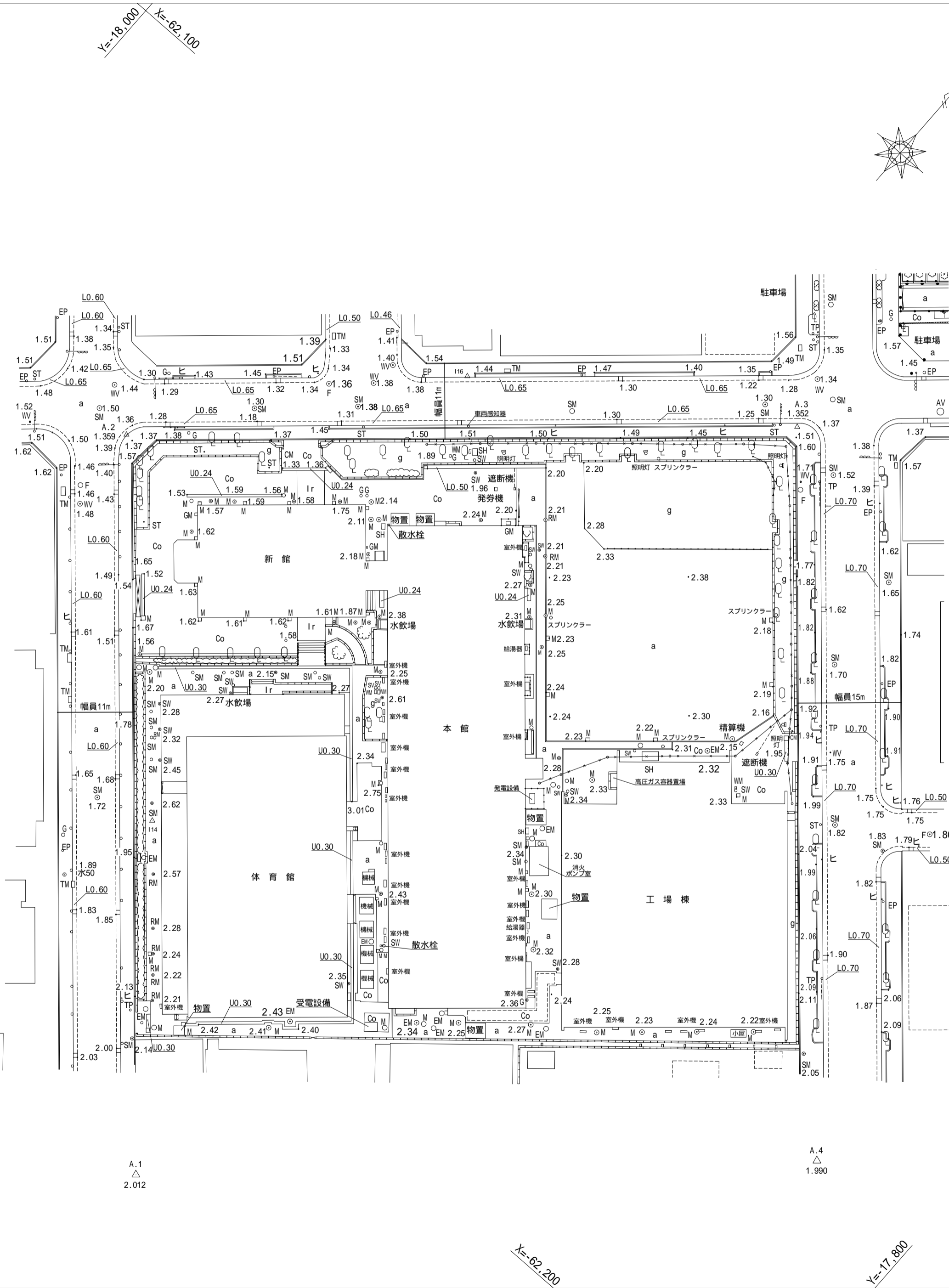
凡 例	
多角点	△ T1
境界点	⊙ K1
仮水準点	⊕ KBM
汚水人孔	⊙ SM
雨水人孔	⊙ RM
エアバルブ	⊙ AV
消火栓	⊙ F
電気人孔	⊙ EM
ハンドホール	□ SH
電話人孔	⊙ TM
水道 50mm	○水 50
水道 100mm	○水 100
電気柱	○ EP
電話柱	○ TP
街路灯	○ ST
支柱	---
支線	---
信号柱	○
道路標識	○ ヒ
制水弁	○ SV
仕切弁	○ WV
止水栓	○ SW
量水器	□ WM
ガス	○ G
単独樹	○ M
アスファルト	a
砂利	g
L型側溝	LO.45
U型側溝	LO.24
ガードレール	—
階段	▨
コンクリート	Co
石積	▨
ブロック	▨
コンクリート擁壁	▨
フェンス	—
車止	•••
植込み	—
板・トタン堀	—
土留	—
人工・自然法	—
水道	□ W
カーブミラー	○ CM
ネットフェンス	—
流水方向	—
独立樹	—
竹林	—
荒地	—
畑地	—
芝地	•••
植栽	—
井戸	—
果樹園	—
墓地	—
郵便ポスト	□〒
電話ボックス	□ TB
変圧器	□ ET
門・出入口	—
記念碑	—
看板・掲示板	—
水田	—
広葉樹林	—
針葉樹林	—
横断歩道	—



真北測定記録	
件名	横浜文化体育館再整備事業に伴う測量業務委託
場所	横浜市中区不老町二丁目7番
測定年月日	平成27年9月29日
東経	L = 139 - 38 - 11
北緯	B = 35 - 26 - 25
南中時	11時31分34秒
測定方法	太陽観測

平成27年度			
委託名	横浜文化体育館再整備事業に伴う測量業務委託		
履行場所	横浜市中区不老町二丁目7番地		
図面名	現況高低図		
縮尺	1/500	図面番号	1/1
作成年月日	平成27年9月4日		
横浜市市民局スポ - ツ振興課			

現況高低図(現横浜総合高校敷地)

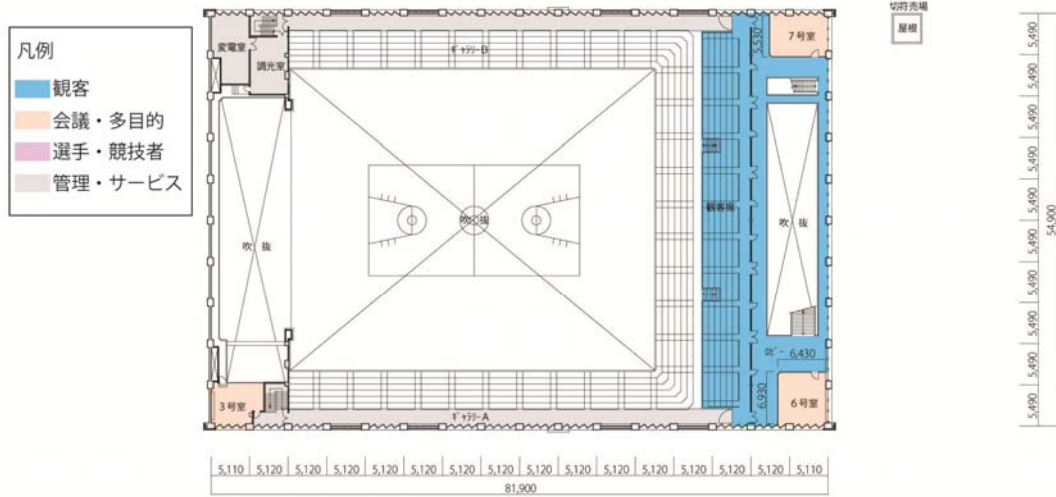


凡 例	
多角点	△ T1
境界点	◎ K1
仮水準点	⊕ KBM
汚水人孔	○ SM
雨水人孔	○ RM
エアバルブ	○ AV
消火栓	○ F
電気人孔	○ EM
ハンドホール	□ SH
電話人孔	○ TM
水道 50/100	○水 50/100
電気柱	○ EP
電話柱	○ TP
街路灯	○ ST
支柱	○
支線	---
信号柱	○
道路標識	○ ヒ
制水弁	○ SV
仕切弁	○ WV
止水栓	○ SW
量水器	□ WM
ガス	○ G
単独樹	○ □ M
アスファルト	a
砂利	g
L型側溝	— L0.45
U型側溝	— U0.24
ガードレール	—
階段	—
コンクリート	Co
石積	—
ブロック	—
コンクリート擁壁	—
フェンス	—
車止	—
植込み	—
板・トタン堀	—
土留	—
人工・自然法	—
水道	□ W
カーブミラー	○ CM
ネットフェンス	—
流水方向	—
独立樹	—
竹林	—
荒地	—
畑地	—
芝地	—
植栽	—
井戸	—
果樹園	—
墓	—
郵便ポスト	□ ○
電話ボックス	□ TB
変圧器	□ ET
門・出入口	—
記念碑	—
看板・掲示板	—
水田	—
広葉樹林	—
針葉樹林	—
横断歩道	—

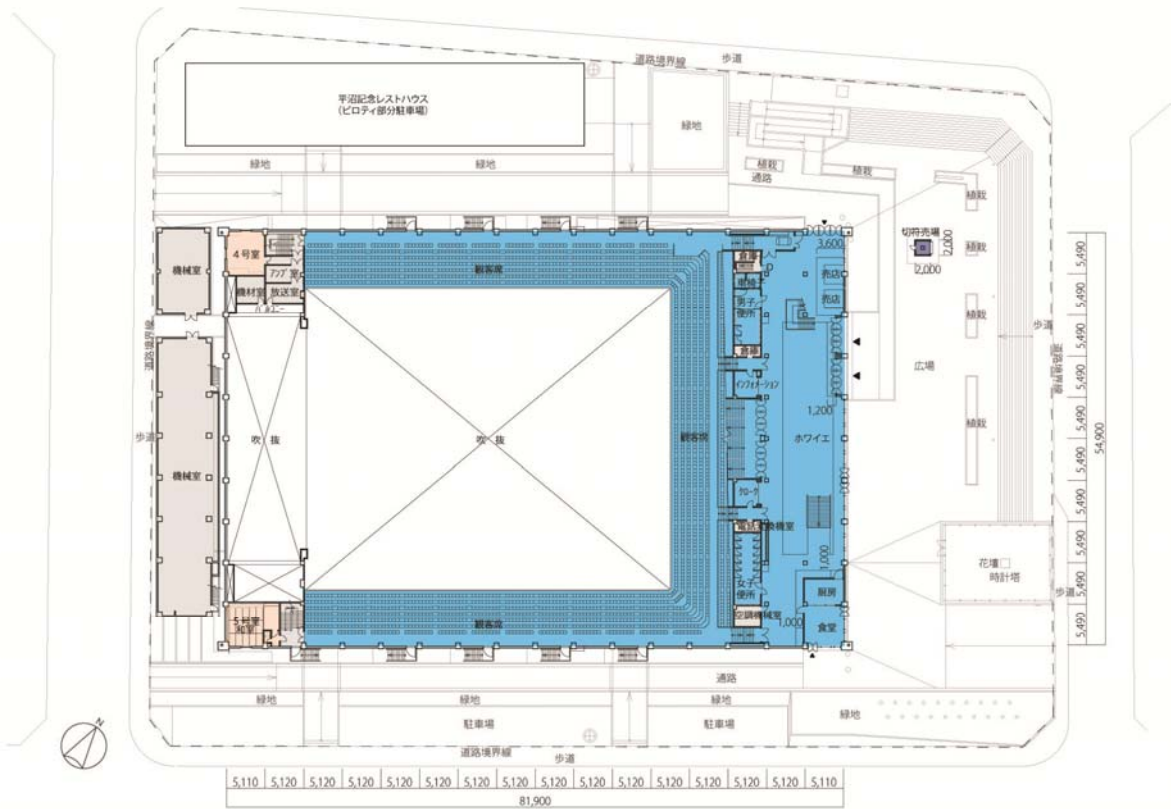
平成27年度	
委託名	横浜文化体育館再整備事業に伴う測量業務委託
履行場所	横浜市中区翁町2丁目9番地10
図面名	現況高低図
縮尺	1/500
図面番号	1/1
作成年月日	平成27年11月27日
横浜市市民局スポ - ツ振興課	

現横浜文化体育館施設概要図

1. 現横浜文化体育館平面図



2階平面図

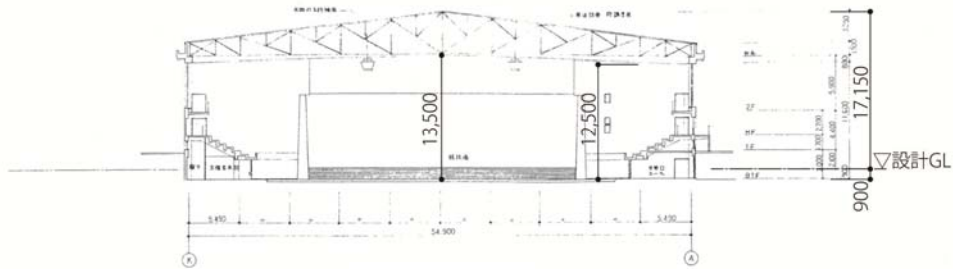


配置兼1階平面図

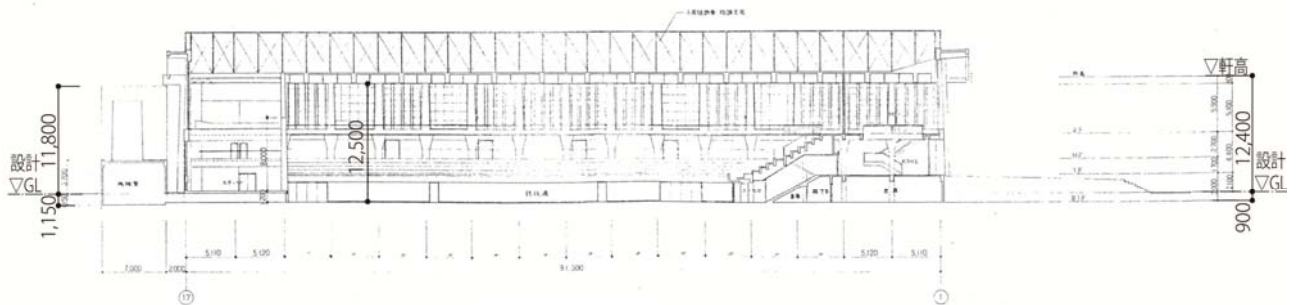


地下1階平面図

2. 現横浜文化体育館断面図



南北断面図

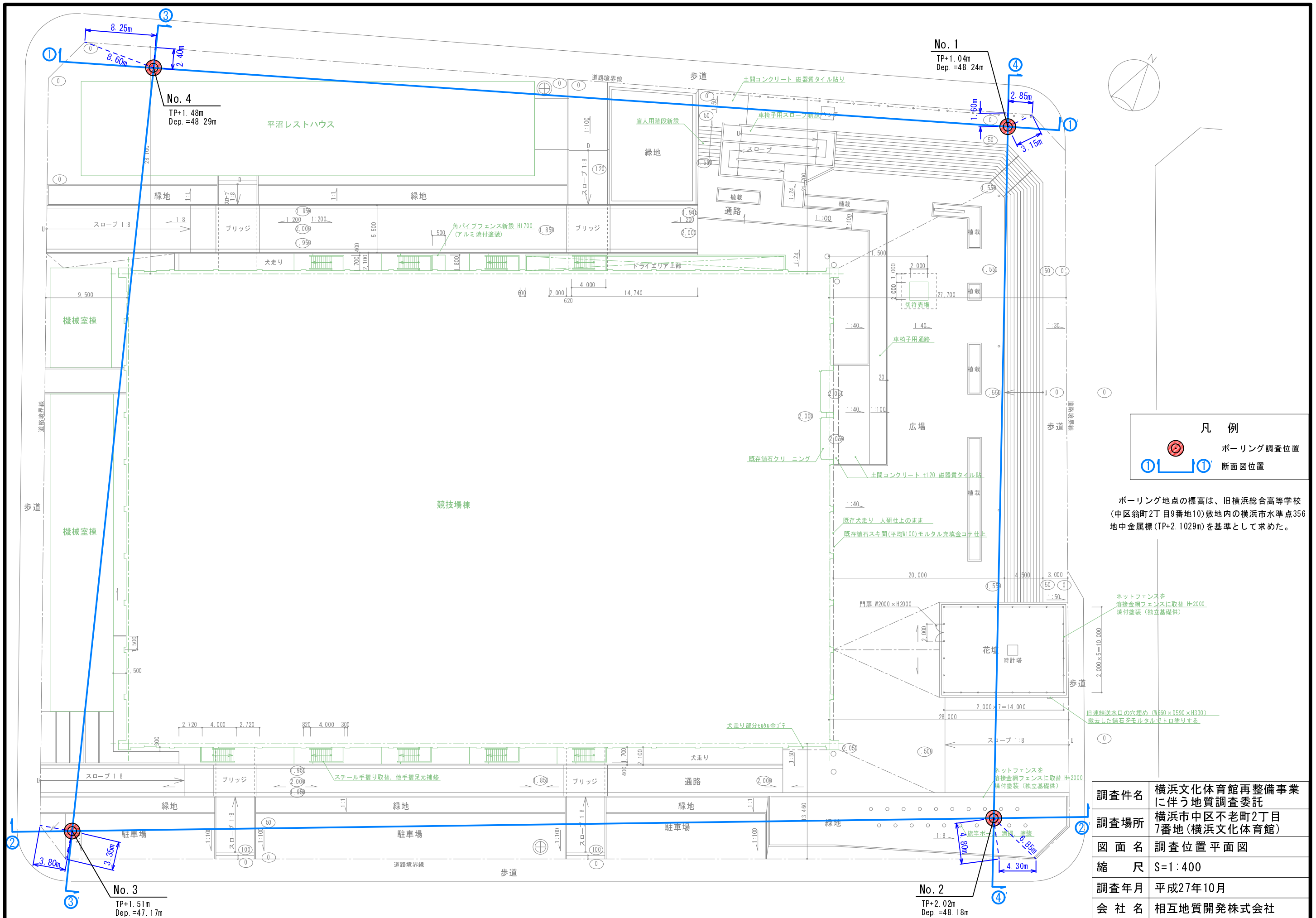


東西断面図

3. 部門別面積表

(単位:m²)

		エリア	面積	小計	備考	
面積計	競技部門	競技場	メインアリーナ	1,920	2,638	40m×48m
			ステージ	568		
			トレーニングルーム	150		
		器具庫等	倉庫(B1F)	535	535	
		選手諸室	更衣室、シャワー室等	137	150	
			選手用トイレ	13		
		救護等	救護室	40	40	
	小計 A				3,363	
	観覧部門	観客席	観客席	1,306	1,306	
		ホール等	入場券売場(別棟)	4	1017	インフォメーション、クローク含む
			ホール(B1F)	125		
			ホワイエ(1F)	544		
			ロビー(2F)	344		
		店舗等	食堂・厨房	46	59	
			売店(1F)	13		
	トイレ等	客用トイレ等(B1F・1F)	130	130		
	小計 B				2,512	
	管理部門	管理諸室	館長・事務室・倉庫等	135	391	打合せ室・事業係室含む
			ロビー・ホール(B1F)	121		
			給湯・トイレ等	82		職員控室・更衣室・シャワー室含む
			清掃員控室	16		
			放送室	37		館内放送用
		倉庫	倉庫	21	21	
	小計 C				412	
	多目的	会議室	1号室～7号室(B1F・1F・2F)	297	564	
			平沼記念レストハウス(別棟)	267		
	小計 D				564	
その他	廊下等	廊下・階段・EV等	—	1,360		
		平沼記念レストハウス廊下等(別)	—	746		
	駐車場等	駐車場	—	0	29台(建物外)	
	機械室	電気設備室・機械設備室	42	723		
機械室(別棟)		681				
小計 E				2,828		
面積計				9,679		



ボーリング柱状図

調査名 横浜文化体育館再整備事業に伴う地質調査委託

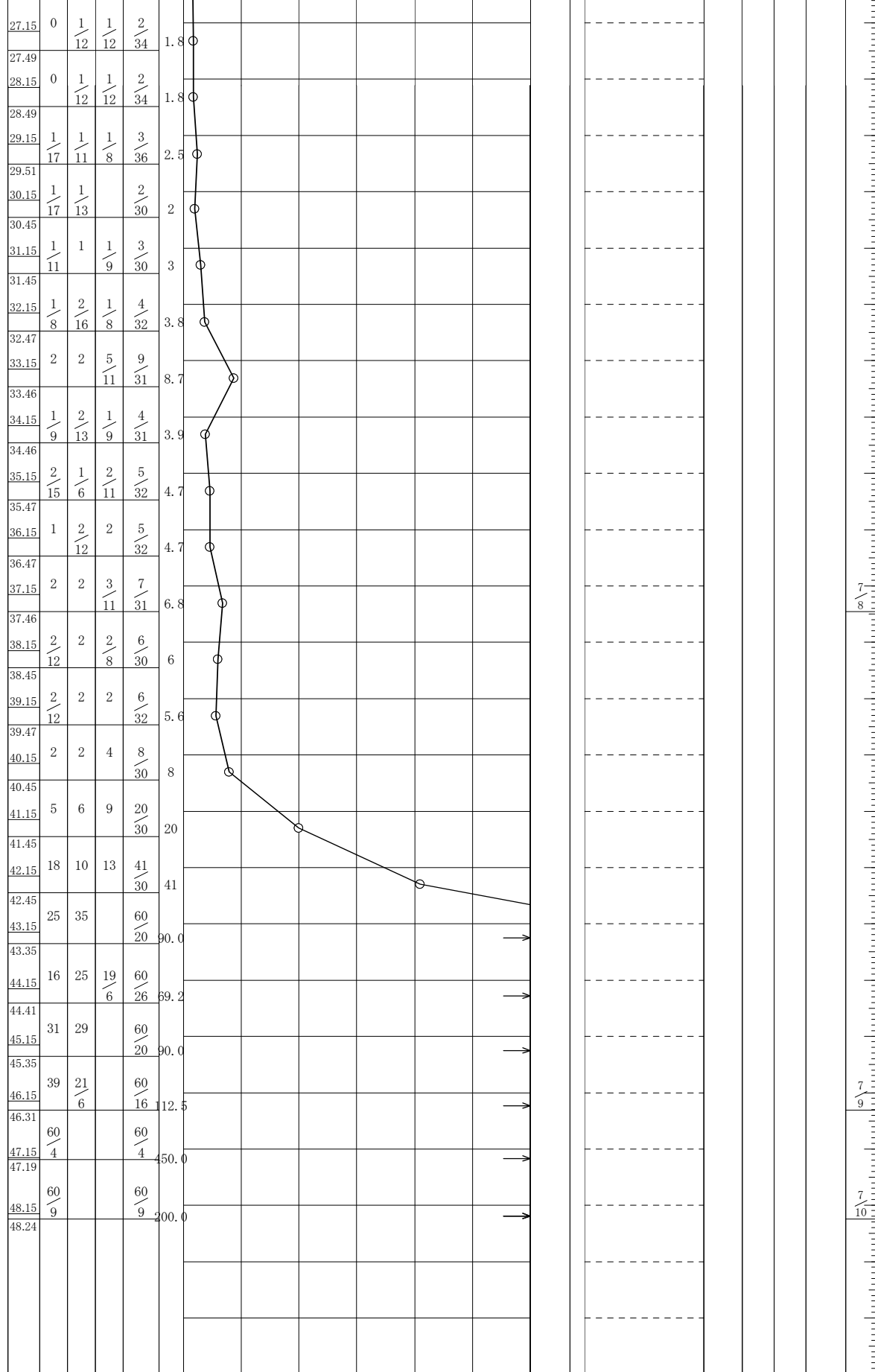
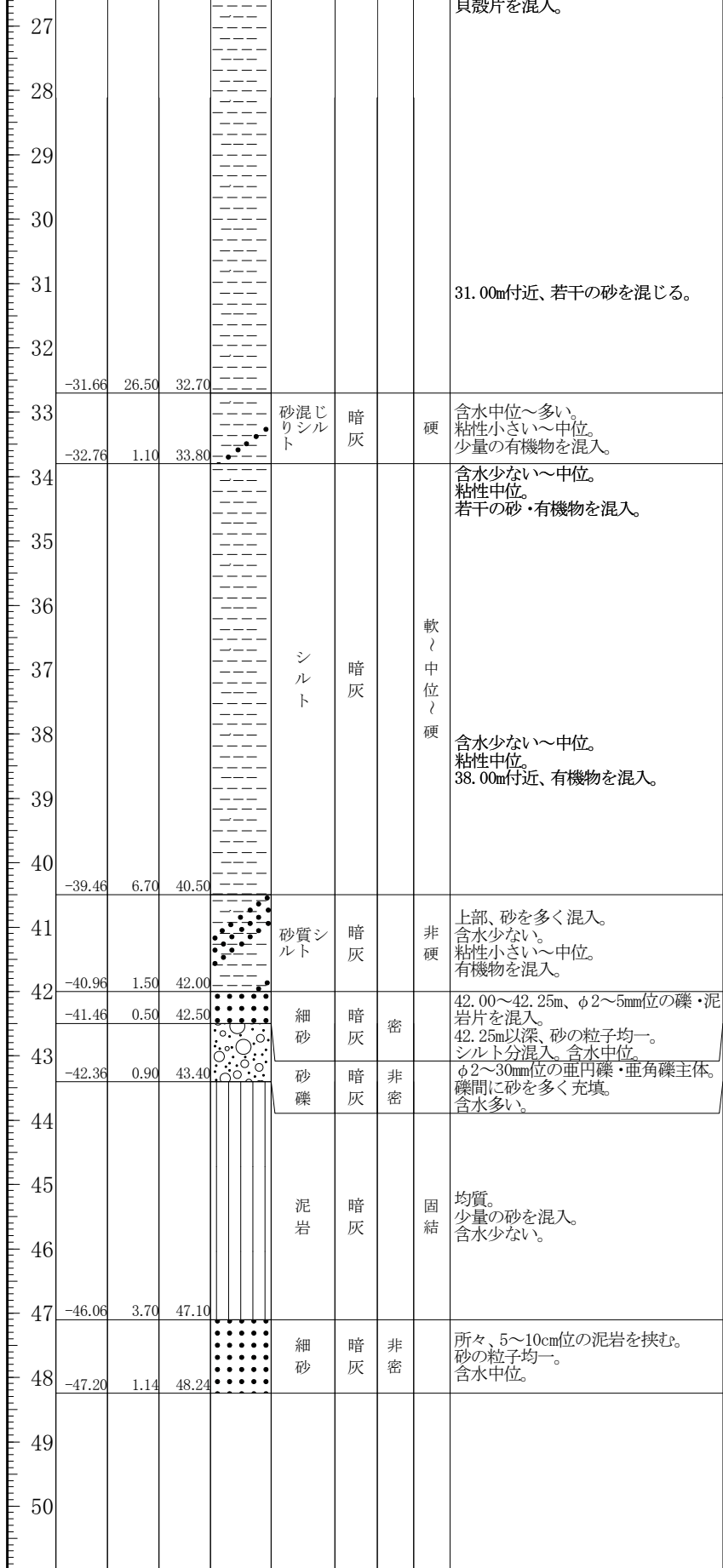
ボーリングNo									
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業・工事名

シートNo

ボーリング名	No. 1		調査位置	横浜市中区不老町2丁目7番地（横浜文化体育館）			北緯	35° 26' 29.92"					
発注機関	横浜市市民局スポーツ振興部スポーツ振興課			調査期間	平成 27年 7月 6日 ~ 27年 7月 10日			東経	139° 38' 11.86"				
調査業者名	相互地質開発株式会社 電話 (045-361-5816)		主任技師	鈴木興蔵		現場代理人	コア鑑定者	渡辺智彦		ボーリング責任者	渡辺智彦		
孔口標高	TP +1.04m	角	180° 上 90° 下 0°	方	北 0° 270° 西 90° 東 180° 南	地盤勾配	鉛直 90° 水平 0°	使用機種	カノ KR-50C		ハンマー落下用具	半自動	
総掘進長	48.24m		度			エンジン	ヤンマー NFAD8-K		ポンプ	カノ V5-P			

標尺 (m)	層厚 (m)	深度 (m)	柱状図	土質区分	色調	相対稠密度	相対稠密度	記号	標準貫入試験					原位置試験	試験名および結果	試験採取番号	採取方法	室内試験 (掘進月日)
									深	10cmごとの打撃回数	打撃回数/貫入量 (cm)	N	値					
1								上部、鉄筋コンクリート13cm、砕石17cm、鉄筋φ10mm。										
2				埋土	褐灰	非軟	軟	0.30m以深、砂質土主体。礫・ガラを混入。	1.65	1/35	1/35	0.90						
3					暗褐灰	非軟	軟	0.40~0.50m付近、φ80~200mm位のガラを多く混入。	2.00	35	35	1.60						
4					暗灰	非軟	軟	0.70m以深、粘性土主体。泥岩片を混入。	2.15	38	38	2.70						
5					暗灰	非軟	軟	1.00m付近より含水多い。	3.15	33	33	3.90						
6				砂混じりシルト	暗灰	非軟	軟	1.50m付近よりシルト主体。泥岩片・貝殻を混入。	4.15	4	4	2.00						
7								含水中位。粘性小さい~中位。砂を混入。	4.46	31	31	1.40						
8								含水中位。粘性中位。砂を混入。	5.15	2	2	7.00	孔内水平載荷試験 (LLT)					
9								含水少ない~中位。粘性中位。貝殻片を混入。	5.45	30	30	1.00						
10									6.15	2	2	0.90						
11									6.58	43	43	1.00						
12									7.15	30	30	0.90						
13									7.45	30	30	0.90						
14									8.15	0	1	0.90						
15									8.49	16	18	1.00						
16									9.15	30	30	1.00						
17									9.45	30	30	1.00						
18									11.15	1	1	10.00						
19									11.52	37	37	10.90						
20									12.15	1	1	0.80						
21									12.58	43	43	0.70						
22									13.15	1	1	1.60						
23									13.53	21	17	1.00						
24									14.15	0	1	1.00						
25									14.46	6	25	0.90						
26									15.15	0	1	0.90						
27									15.47	11	21	1.00						
									16.15	0	1	0.90						
									16.45	6	24	1.00						
									17.15	0	1	0.90						
									17.50	12	23	1.00						
									18.15	0	1	0.90						
									18.46	6	25	1.00						
									19.15	0	1	0.90						
									19.47	9	23	0.90						
									20.15	0	1	0.90						
									20.49	0	1	0.90						
									21.15	0	1	0.90						
									21.47	13	19	1.60						
									22.15	0	1	1.60						
									22.52	7	18	1.60						
									23.15	1	1	1.60						
									23.53	23	15	1.40						
									24.15	1	1	1.60						
									24.57	0	1	1.60						
									25.15	0	1	1.60						
									25.53	11	16	1.70						
									26.15	0	1	1.80						
									26.51	18	8	1.80						
									27.15	0	1	1.80						



ボーリング柱状図

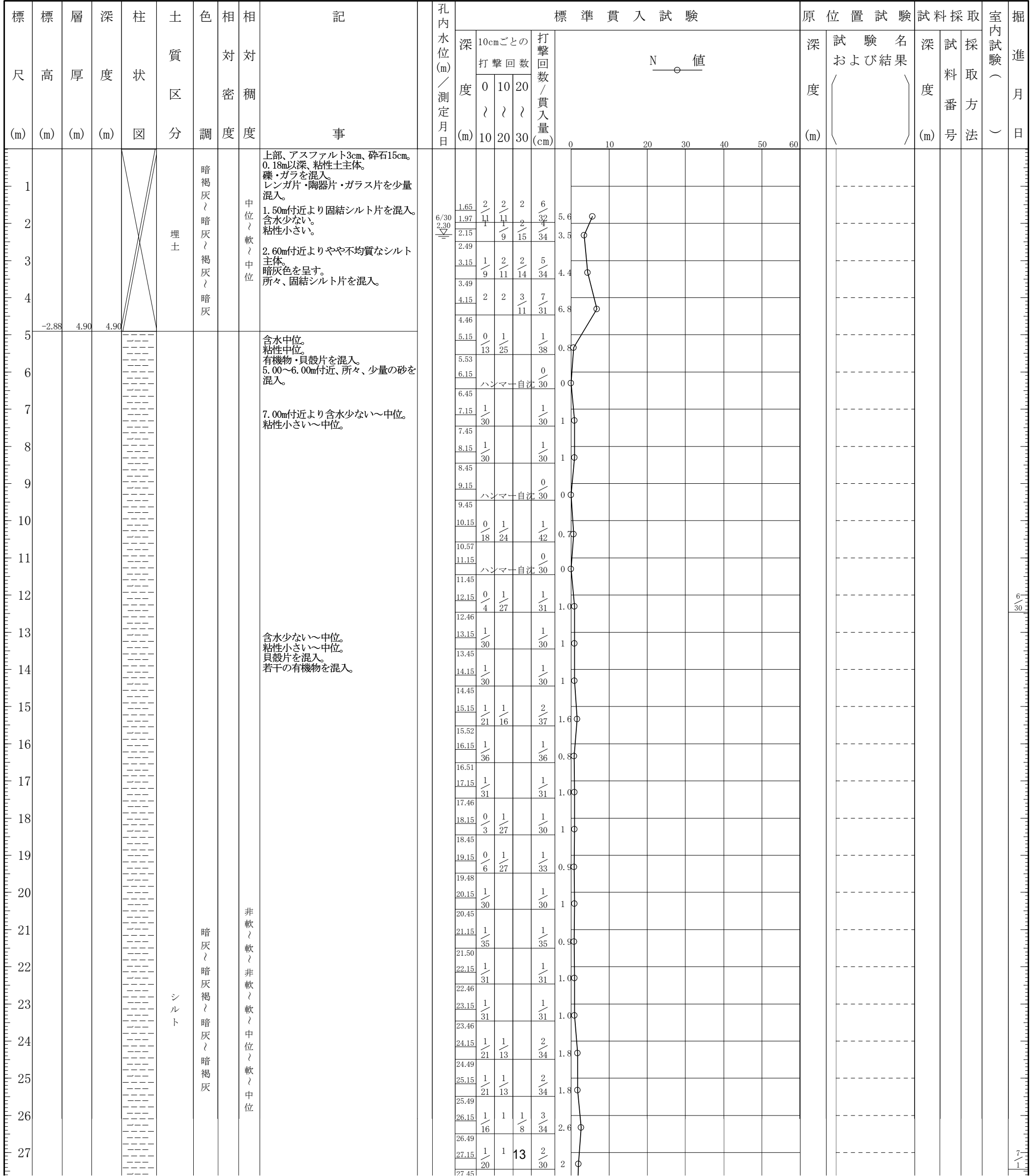
調査名 横浜文化体育館再整備事業に伴う地質調査委託

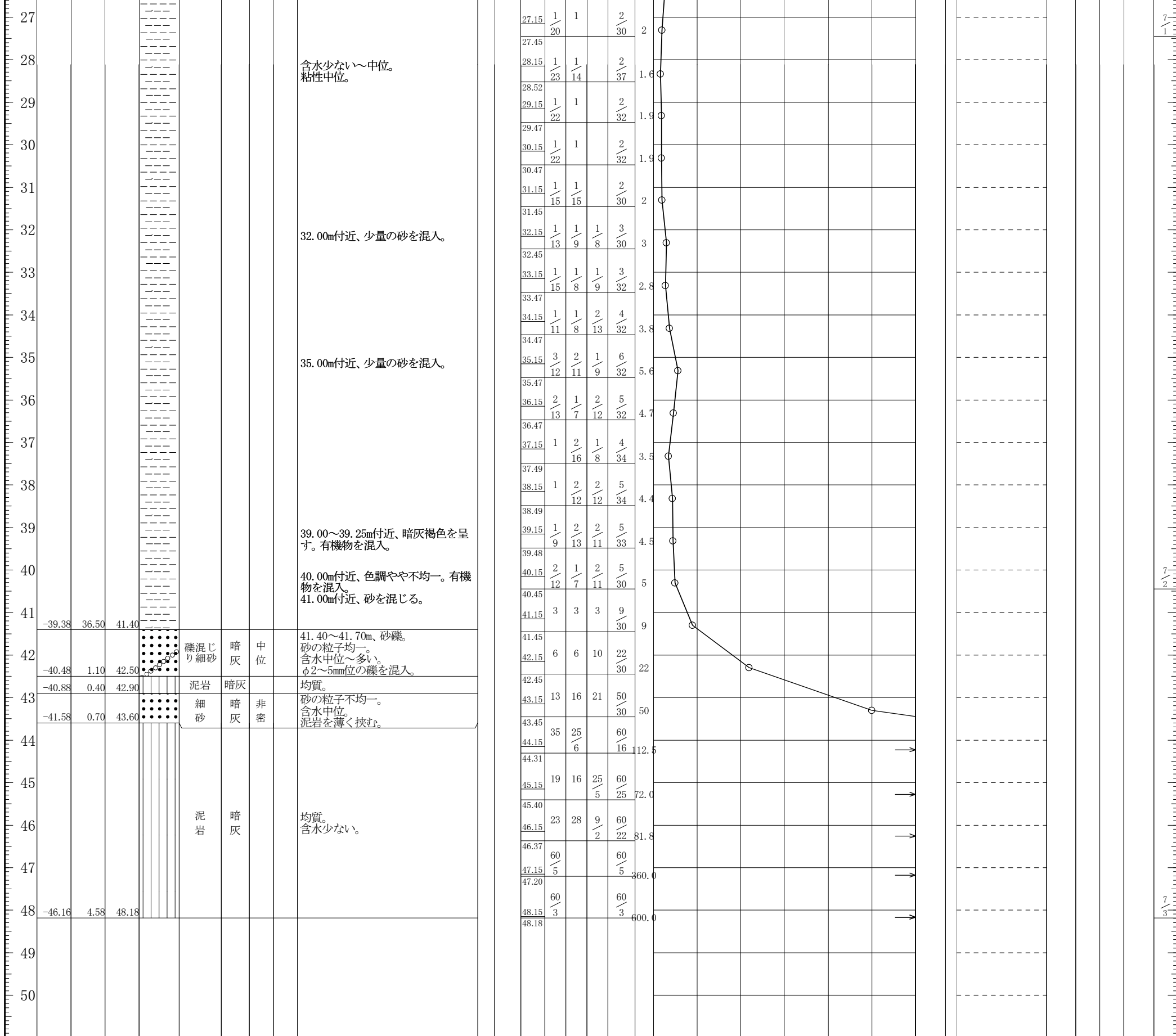
ボーリングNo. _____

事業・工事名 _____

シートNo _____

ボーリング名	No. 2		調査位置	横浜市中区不老町2丁目7番地（横浜文化体育館）			北緯	35° 26' 27.92"	
発注機関	横浜市市民局スポーツ振興部スポーツ振興課		調査期間	平成 27年 6月 30日 ~ 27年 7月 3日			東経	139° 38' 13.98"	
調査業者名	相互地質開発株式会社 電話 (045-361-5816)		主任技師	鈴木興蔵		現代場代理人	コ鑑ア者	渡辺智彦 ボーリング責任者 渡辺智彦	
孔口標高	TP +2.02m	角 180° 上 90° 下 0°	方 北 0° 270° 西 180°	東 90°	地盤勾配 鉛直 90° 水平 0°	使用機種	試験機	カノ KR-50C ハンマー落下用具 半自動	
総掘進長	48.18m	度 0°	向			エンジン	ヤンマー NFAD8-K ポンプ カノ V5-P		





ボーリング柱状図

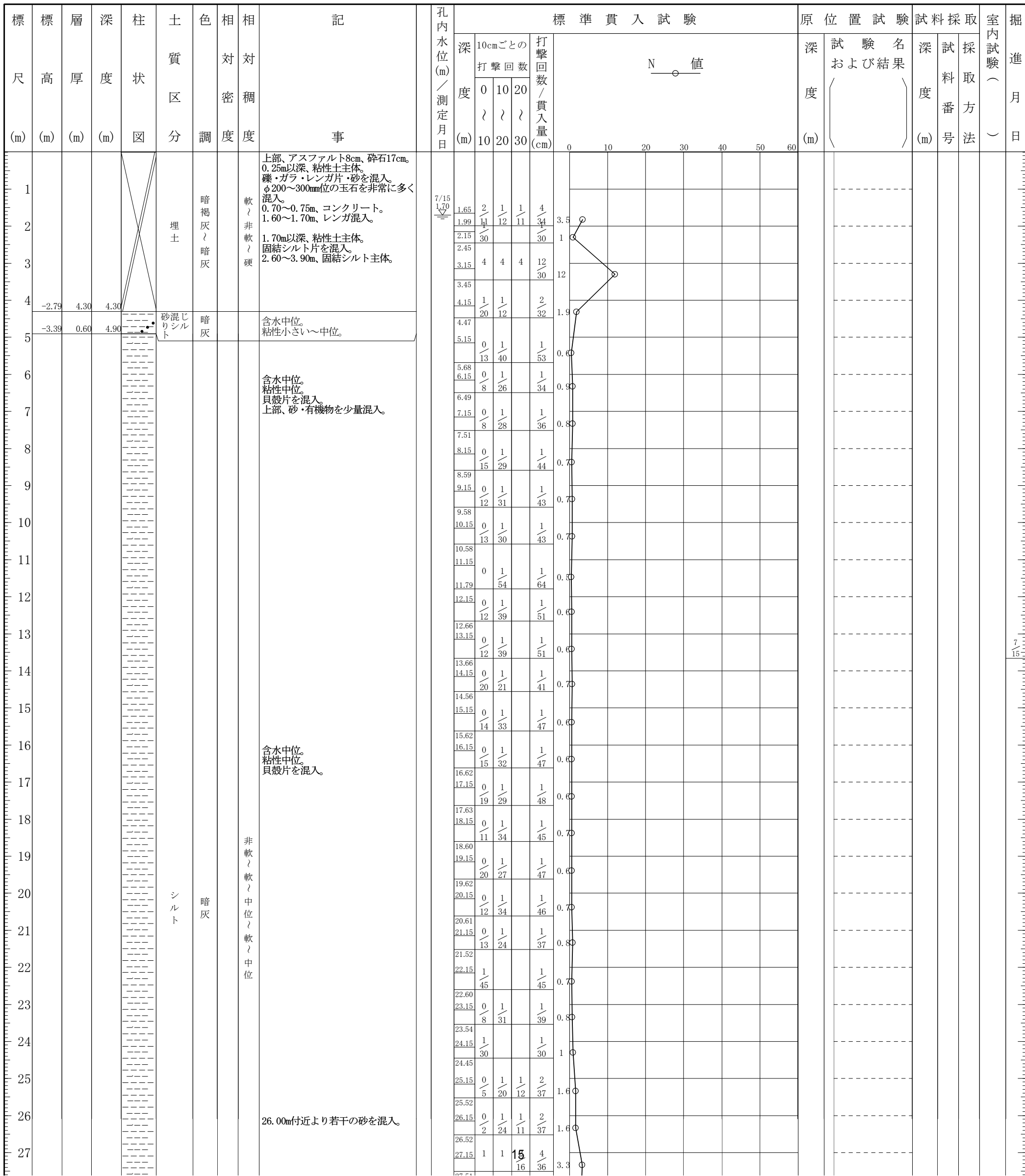
調査名 横浜文化体育館再整備事業に伴う地質調査委託

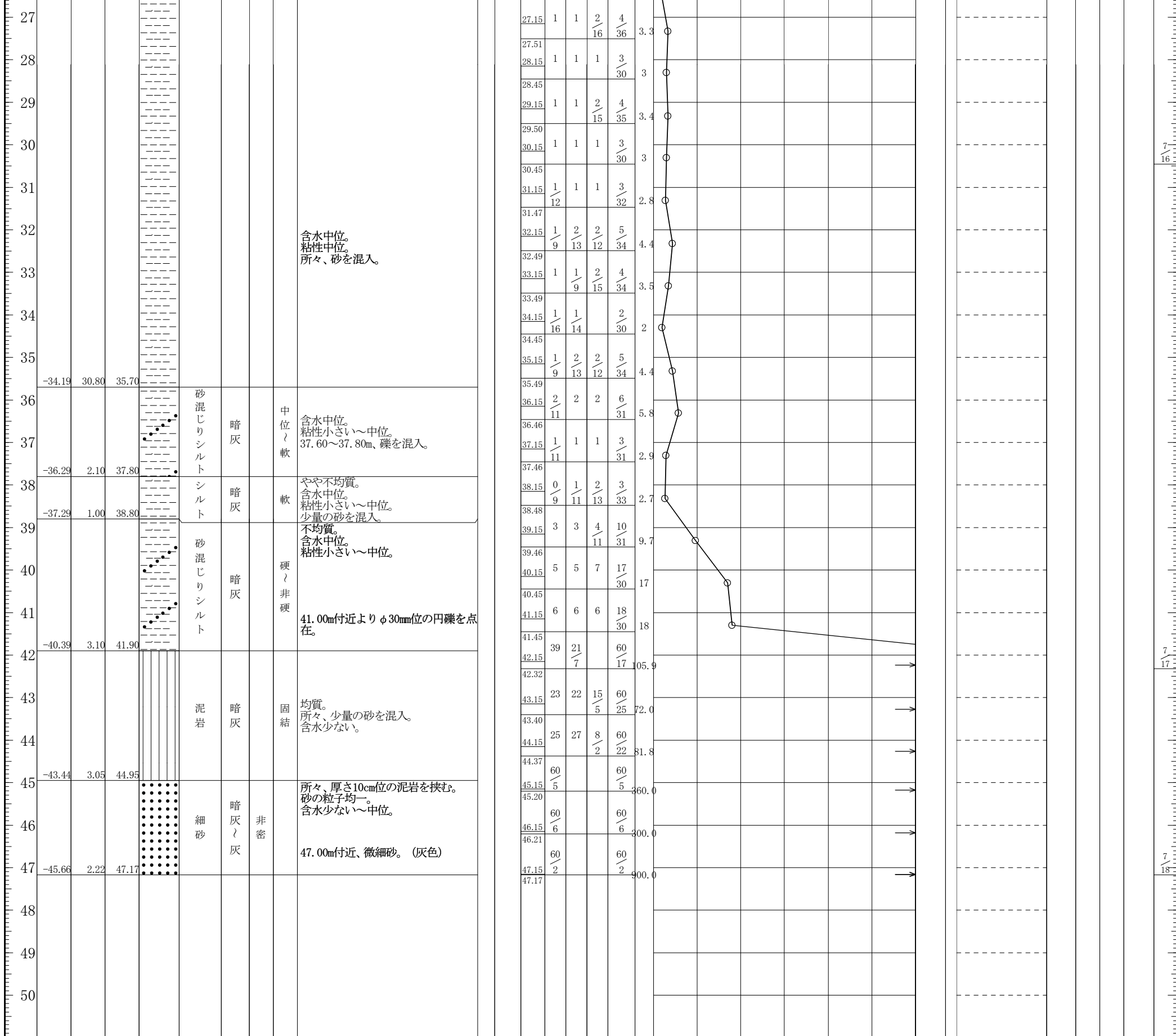
ボーリングNo. table with 7 empty cells.

事業・工事名

シートNo.

Header information table including No. 3, location (横浜市中区不老町2丁目7番地), investigation dates (平成27年7月15日～18日), and equipment details.





ボーリング柱状図

調査名 横浜文化体育館再整備事業に伴う地質調査委託

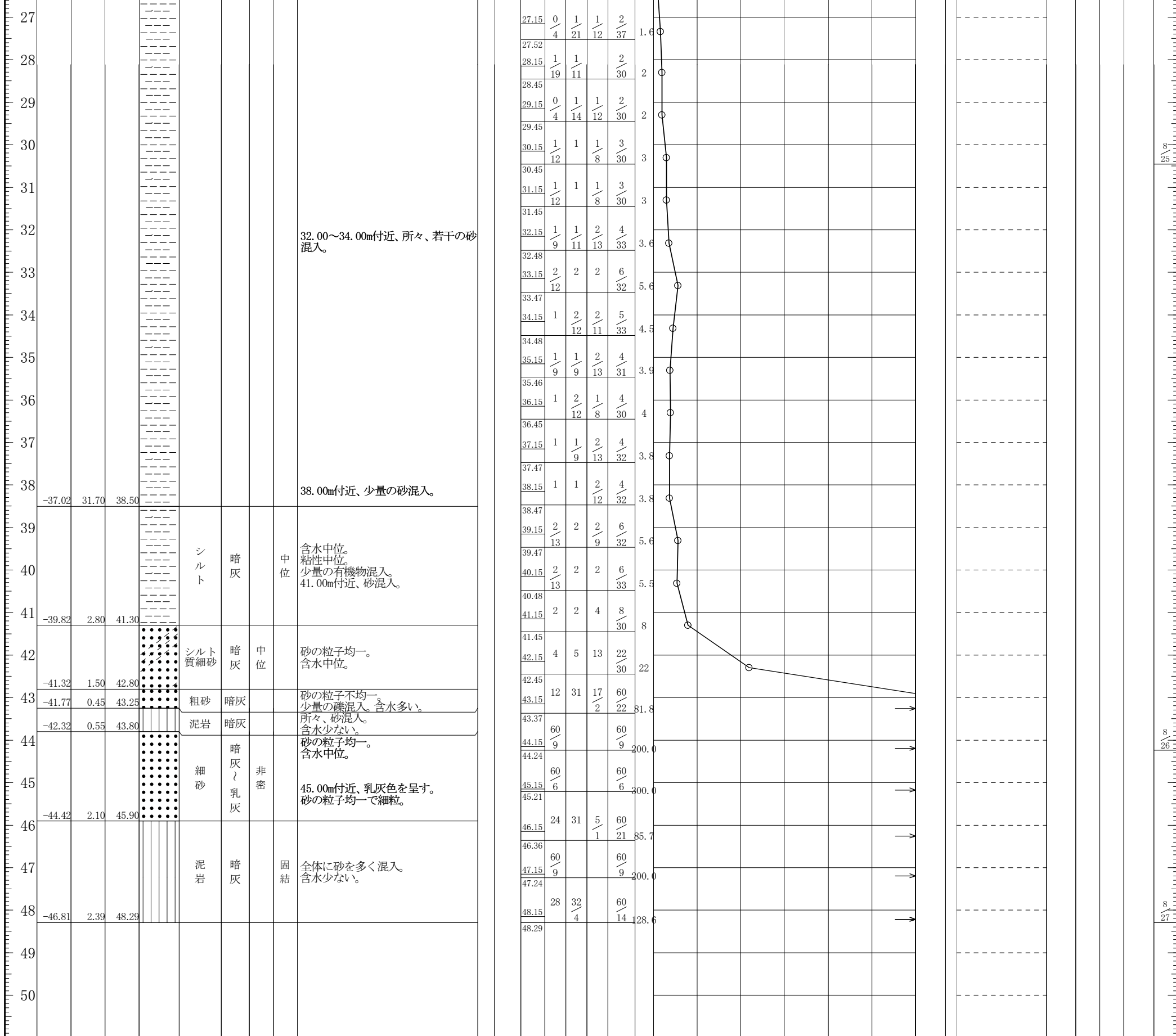
ボーリングNo

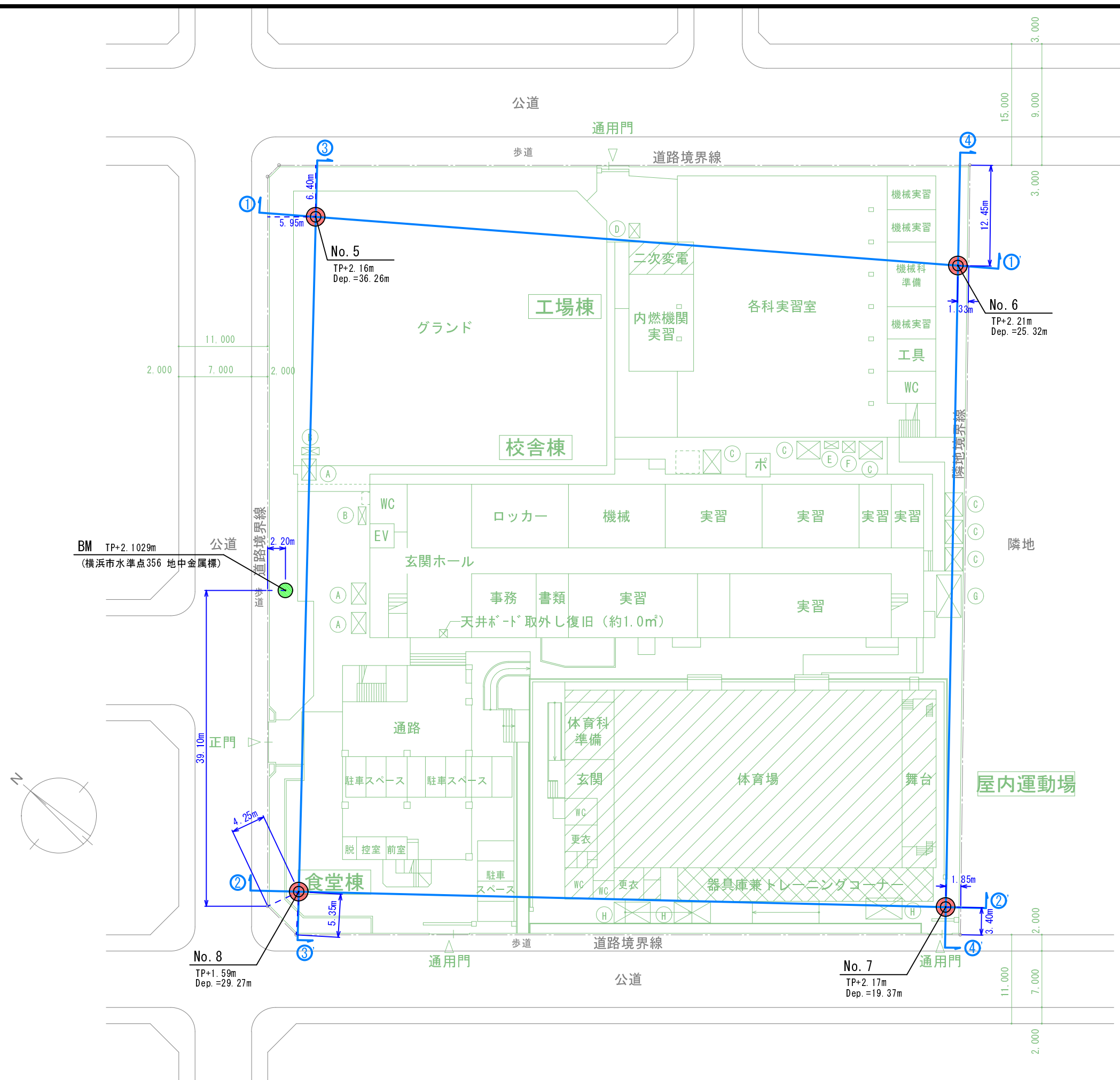
事業・工事名

シートNo

ボーリング名	No. 4	調査位置	横浜市中区不老町2丁目7番地 (横浜文化体育館)	北緯	35° 26' 27.92"
発注機関	横浜市市民局スポーツ振興部スポーツ振興課	調査期間	平成 27年 8月 24日 ~ 27年 8月 27日	東経	139° 38' 8.61"
調査業者名	相互地質開発株式会社 電話 (045-361-5816)	主任技師	鈴木興蔵	現代代理人	コア鑑定者 渡辺智彦
ボーリング責任者	渡辺智彦		試験機	カノ KR-50C	ハンマー落下用具
孔口標高	TP +1.48m	角	180° 上 90° 下	方	北 0° 270° 西 90° 東 180° 南
総掘進長	48.29m	度	0°	向	北 0° 270° 西 90° 東 180° 南
使用機種	エンジン		カノ KR-50C	ハンマー落下用具	半自動
エンジン	ヤンマー NFAD8-K		ポンプ	カノ V5-P	

標尺 (m)	層厚 (m)	深度 (m)	柱状図	土質区分	色調	相対稠密度	相対稠密度	記号	孔内水位 (m) / 測定月日	標準貫入試験					N 値	原位置試験 深度 (m)	試験名 および結果	試料採取 深度 (m)	採取方法	室内試験 (月日)	掘進日
										深 度 (m)	10cmごとの 打撃回数	0	10	20							
1				埋土	暗灰褐 ~ 褐灰 ~ 暗灰	軟 ~ 中位 ~ 軟		粘性土主体。礫・ガラ混入。含水少ない。粘性小さい。0.20m付近より礫・ガラ多い。0.40~1.20m付近、レンガ・レンガ片非常に多く混入。	8/24 2.40	1.65	2/12	1	1	4/32	3.8						
2								1.20m以深、褐灰色のシルト主体。固結状。		1.97	1/9	1	2	2/31	3.9						
3							2.00m付近より暗灰色。		2.15	2/9	1/9	2/13	5/34	4.4							
4							2.80m付近より所々、軟らかい。		2.46	2/15	1/6	2/13	5/34	3							
5	-3.42	4.90	4.90						4.15	1/11	2/19	3/30	1.6								
6				砂混じりシルト	暗灰	非軟	含水中位。粘性小さい ~ 中位。貝殻片混入。全体に砂混入。		4.45	1/22	1/15	2/37	1.7								
7	-5.32	1.90	6.80				含水中位。粘性中位。少量の貝殻片混入。		5.15	1/19	1/16	2/35	0.8								
8									6.15	0/8	1/29	1/37	0.8								
9							9.00m付近、腐植物少量混入。		7.15	0/13	1/23	1/36	0.8								
10							10.00m付近、少量の砂混入。		8.15	0/13	1/23	1/36	0.8								
11									8.51	0/13	1/22	1/35	0.9								
12									9.15	0/13	1/22	1/35	0.9								
13									9.50	ハンマー自沈	0/35	0	0								
14									10.15	0/5	1/30	1/35	0.9								
15									10.50	ハンマー自沈	0/30	0	0								
16							均質。含水中位。粘性中位。少量の貝殻片混入。		11.15	0/5	1/30	1/35	0.9								
17									11.50	ハンマー自沈	0/30	0	0								
18									12.15	ハンマー自沈	0/30	0	0								
19									13.15	0/17	1/21	1/38	0.8								
20									13.53	0/5	1/32	1/37	0.8								
21									14.15	ハンマー自沈	0/30	0	0								
22									14.52	ハンマー自沈	0/30	0	0								
23									15.15	ハンマー自沈	0/30	0	0								
24									15.45	ハンマー自沈	0/30	0	0								
25									16.15	ハンマー自沈	0/30	0	0								
26									16.45	ハンマー自沈	0/30	0	0								
27									17.15	ハンマー自沈	0/30	0	0								
28									17.45	0/20	1/17	1/37	0.8								
29									18.15	0/22	1/21	1/43	0.7								
30									18.52	0/18	1/26	1/44	0.7								
31									19.15	0/17	1/21	1/38	0.8								
32									19.58	0/16	1/20	1/36	0.8								
33									20.15	ハンマー自沈	0/30	0	0								
34									20.59	1/30		1/30	1								
35									21.15	1/17	1/18	2/35	1.7								
36									21.53	0	1/22	1/32	0.9								
37									22.15	0/4	1/21	17/12	2/37	1.6							





凡例	
	ボーリング調査位置
	ベンチマーク
	断面図位置

調査件名	横浜文化体育館再整備事業に伴う地質調査委託
調査場所	横浜市中区翁町2丁目9番地10 (旧横浜総合高等学校)
図面名	調査位置平面図
縮尺	S=1:500
調査年月	平成27年10月
会社名	相互地質開発株式会社

ボーリング柱状図

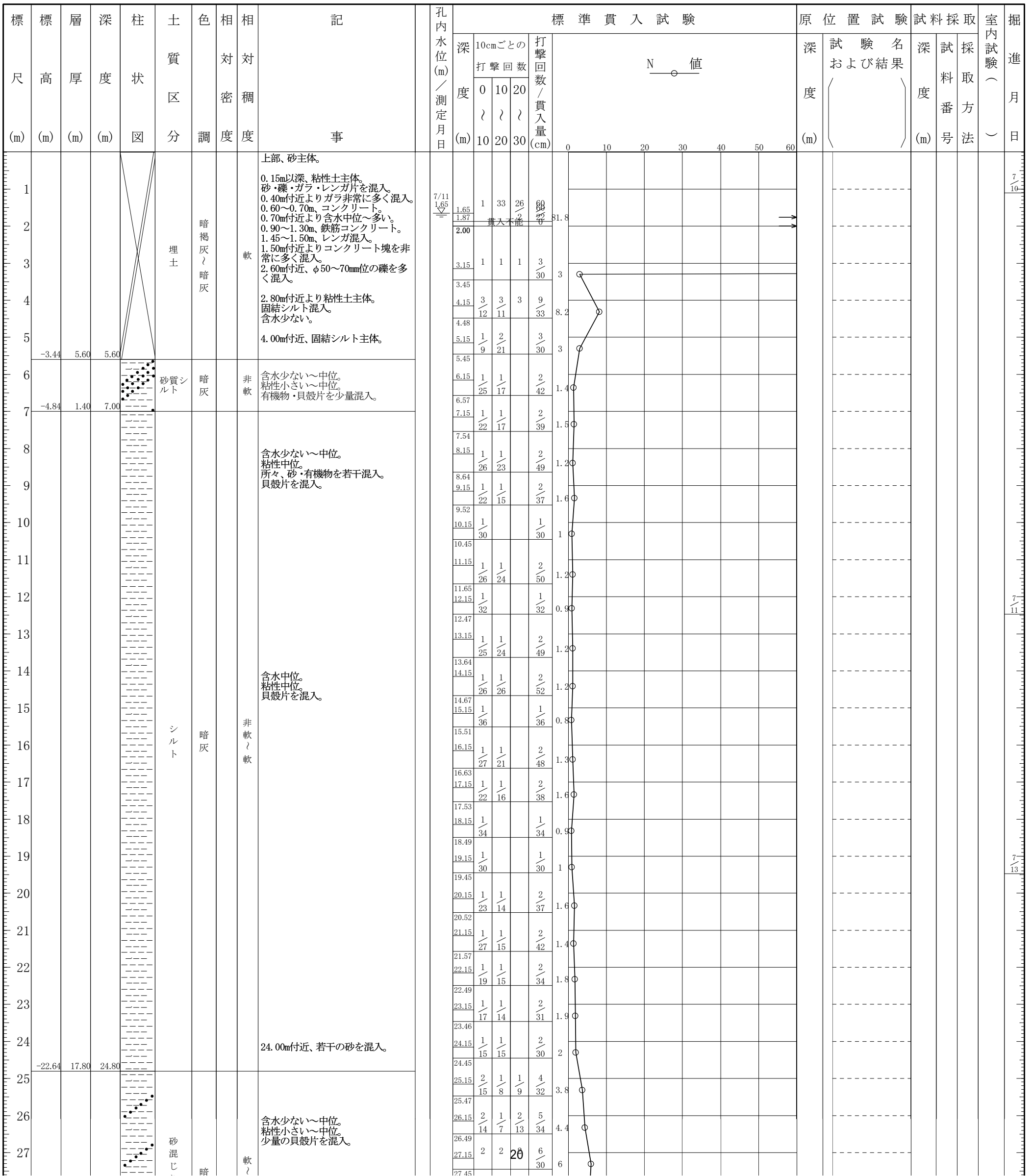
調査名 横浜文化体育館再整備事業に伴う地質調査委託

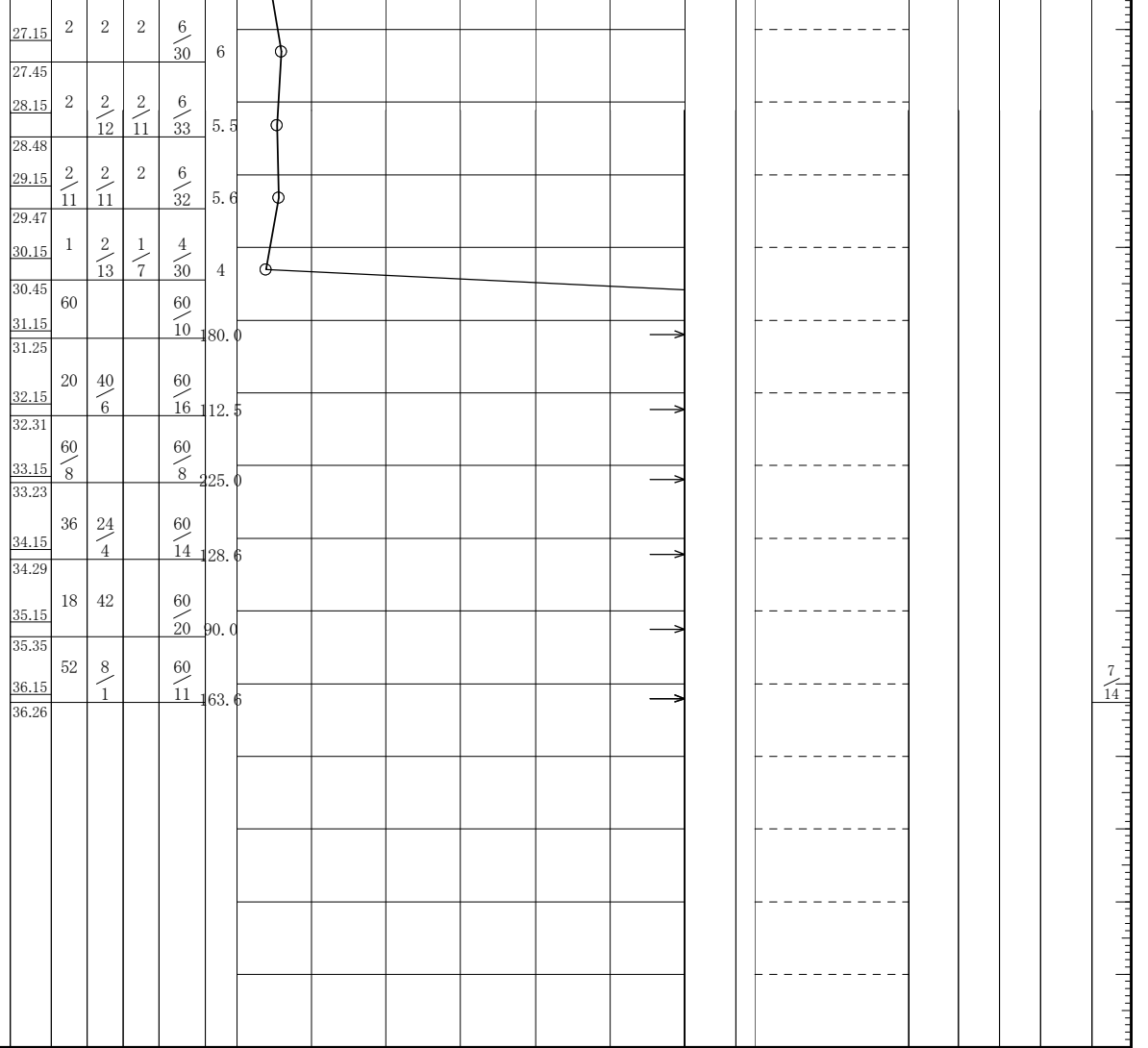
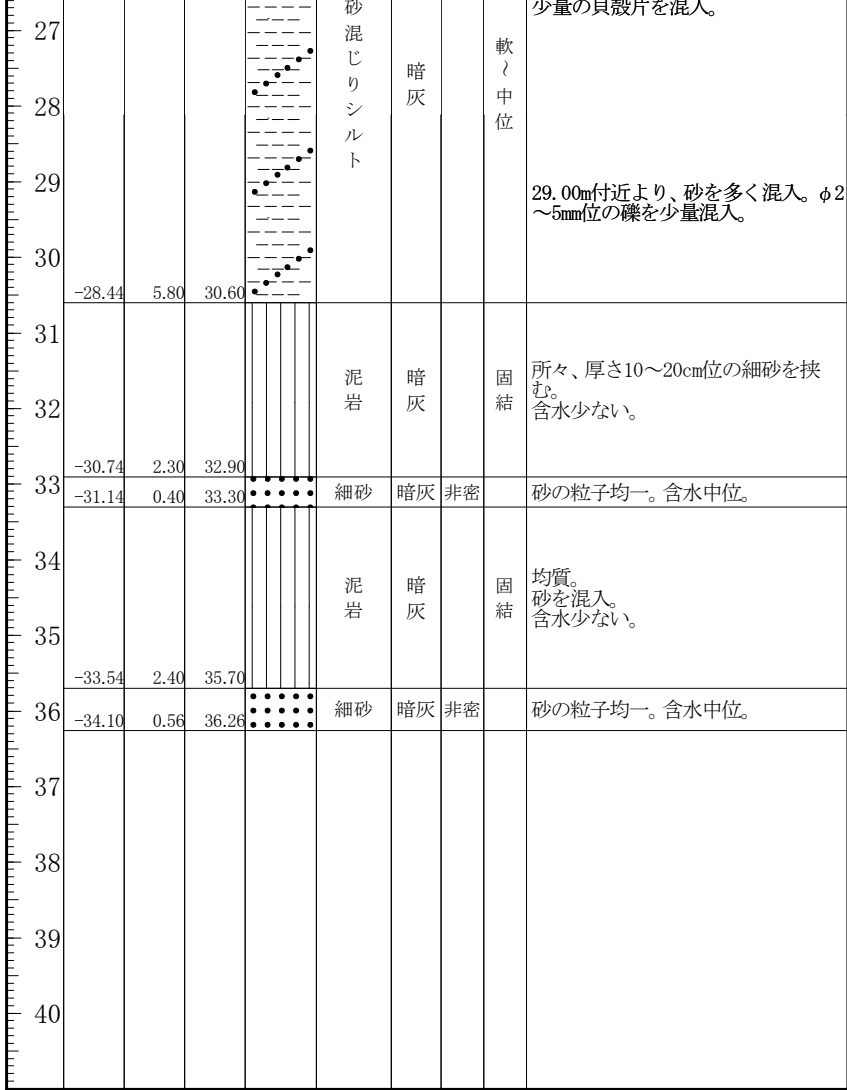
ボーリングNo

事業・工事名

シートNo

ボーリング名	No. 5		調査位置	横浜市中区翁町2丁目9番地10 (旧横浜総合高等学校)			北緯	35° 26' 24.63"								
発注機関	横浜市民局スポーツ振興部スポーツ振興課			調査期間	平成 27年 7月 10日 ~ 27年 7月 14日			東経	139° 38' 10.56"							
調査業者名	相互地質開発株式会社 電話 (045-361-5816)		主任技師	鈴木興蔵		現代理人	コア鑑定者		渡辺智彦		ボーリング責任者	渡辺智彦				
孔口標高	TP +2.16m	角	180° 上 90° 下 0° 0°		方	北 0° 270° 西 180° 東 90° 南		地盤勾配	鉛直 90° 水平 0°		使用機種	試錐機 カノ KR-50C エンジン ヤンマー NFAD8-K		ハンマー落下用具	半自動	
総掘進長	36.26m										ポンプ		カノ V5-P			





ボーリング柱状図

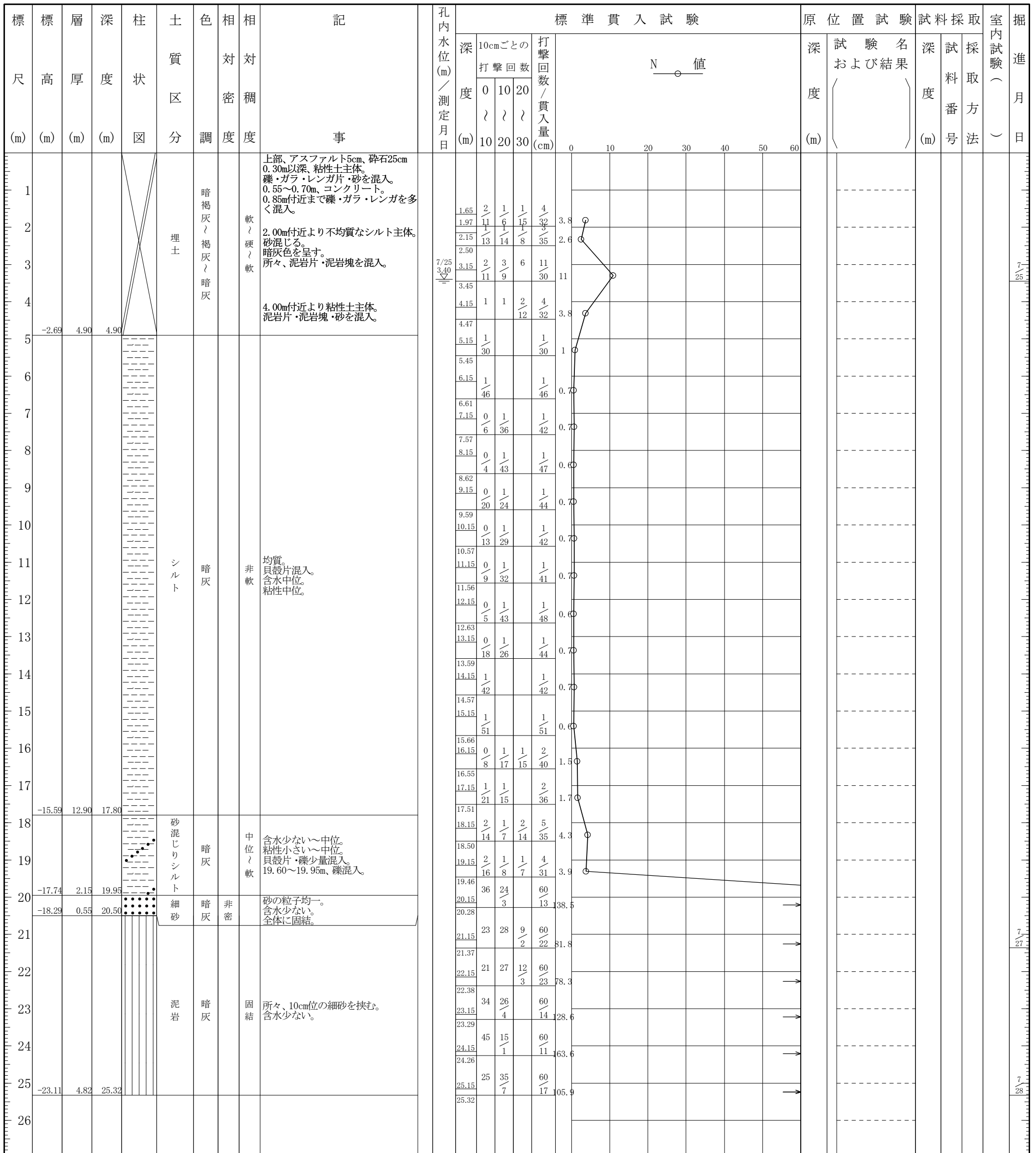
調査名 横浜文化体育館再整備事業に伴う地質調査委託

ボーリングNo

事業・工事名

シートNo

ボーリング名	No. 6		調査位置	横浜市中区翁町2丁目9番地10 (旧横浜総合高等学校)			北緯	35° 26' 22.51"					
発注機関	横浜市民局スポーツ振興部スポーツ振興課			調査期間	平成 27年 7月 25日 ~ 27年 7月 28日			東経	139° 38' 12.57"				
調査業者名	相互地質開発株式会社 電話 (045-361-5816)		主任技師	鈴木興蔵		現代場代理人	コア鑑定者	渡辺智彦		ボーリング責任者	渡辺智彦		
孔口標高	TP +2.21m	角	180° 上 90° 下 0°	方	北 0° 270° 西 90° 東 180° 南	地盤勾配	鉛直 90° 水平 0°	使用機種	カノ KR-50C		ハンマー落下用具	半自動	
総掘進長	25.32m	度	0°	向				エンジン	ヤンマー NFAD8-K		ポンプ	カノ V5-P	



ボーリング柱状図

調査名 横浜文化体育館再整備事業に伴う地質調査委託

ボーリングNo.

事業・工事名

シートNo

ボーリング名	No. 7	調査位置	横浜市中区翁町2丁目9番地10 (旧横浜総合高等学校)			北緯	35° 26' 20.76"				
発注機関	横浜市市民局スポーツ振興部スポーツ振興課	調査期間	平成 27年 7月 22日 ~ 27年 7月 25日			東経	139° 38' 10.10"				
調査業者名	相互地質開発株式会社 電話 (045-361-5816)	主任技師	鈴木興蔵			現代代理人	コア鑑定者	渡辺智彦			
ボーリング責任者				渡辺智彦							
孔口標高	TP +2.17m	角	180° 上 90° 下 0°	方	北 0° 270° 西 90° 東 180° 南	地盤勾配	鉛直 90° 水平 0°	使用機種	カノ KR-50C	ハンマー落下用具	半自動
総掘進長	19.37m	度	0°	向		エンジン	ヤンマー NFAD8-K	ポンプ	カノ V5-P		

標尺 (m)	層厚 (m)	深度 (m)	柱状図	土質区分	色調	相対密度	相対稠度	記号	標準貫入試験					原位置試験	試料採取	室内試験 (掘進月日)					
									深	10cmごとの打撃回数		打撃回数/貫入量	N 値				深	試験名	採取方法		
(m)	(m)	(m)	(m)						(m)	0	10	20	30	(cm)	(m)	深	深	採取	室内		
1									7/22	1.65	1/19	1/11	2/30	2							
2								上部、アスファルト3cm、碎石17cm。 0.20m以深、粘性土主体。 礫・ガラ・レンガ・泥岩片・砂を混入。 φ10~30mm位の礫・ガラを多く混入。 所々、40~50mm位のレンガ点在。 2.00m付近より含水中位~多い。	軟~中位~軟	暗褐灰											
3									7/22	1.95	1/16	1/6	1/15	4/37							
4									7/22	2.15	1/16	1/6	1/15	4/37							
5									7/22	2.52	1/16	1/6	1/15	4/37							
6								含水中位。 粘性中位。 貝殻片混入。 上部、少量の砂混入。	軟~中位~軟	暗褐灰											
7									7/22	3.15	1/16	1/6	1/15	4/37							
8								含水中位。 粘性中位。 貝殻片混入。	軟~中位~軟	暗褐灰											
9									7/22	3.46	1/16	1/6	1/15	4/37							
10								10.60mより砂混入。	軟~中位~軟	暗褐灰											
11									7/22	4.15	1/16	1/6	1/15	4/37							
12								12.00m付近、若干の礫・砂混入。	軟~中位~軟	暗褐灰											
13								含水少ない~中位。 粘性小さい~中位。 少量の貝殻片混入。 所々、少量の砂混入。	軟~中位~軟	暗褐灰											
14								14.40~14.60m、泥岩。 砂の粒子均一。全体に固結。 含水少ない。	軟~中位~軟	暗褐灰											
15								均質。 含水少ない。	軟~中位~軟	暗褐灰											
16								所々、泥岩を薄く挟む。 若干の貝殻片混入。	軟~中位~軟	暗褐灰											
17									7/22	5.15	1/13	1/17	2/30	2							
18								16.85~17.00m、細砂。 所々、少量の砂混入。 含水少ない。	軟~中位~軟	暗褐灰											
19									7/22	5.45	1/13	1/17	2/30	2							
20									7/22	6.15	1/13	1/12	1/12	3/37							

ボーリング柱状図

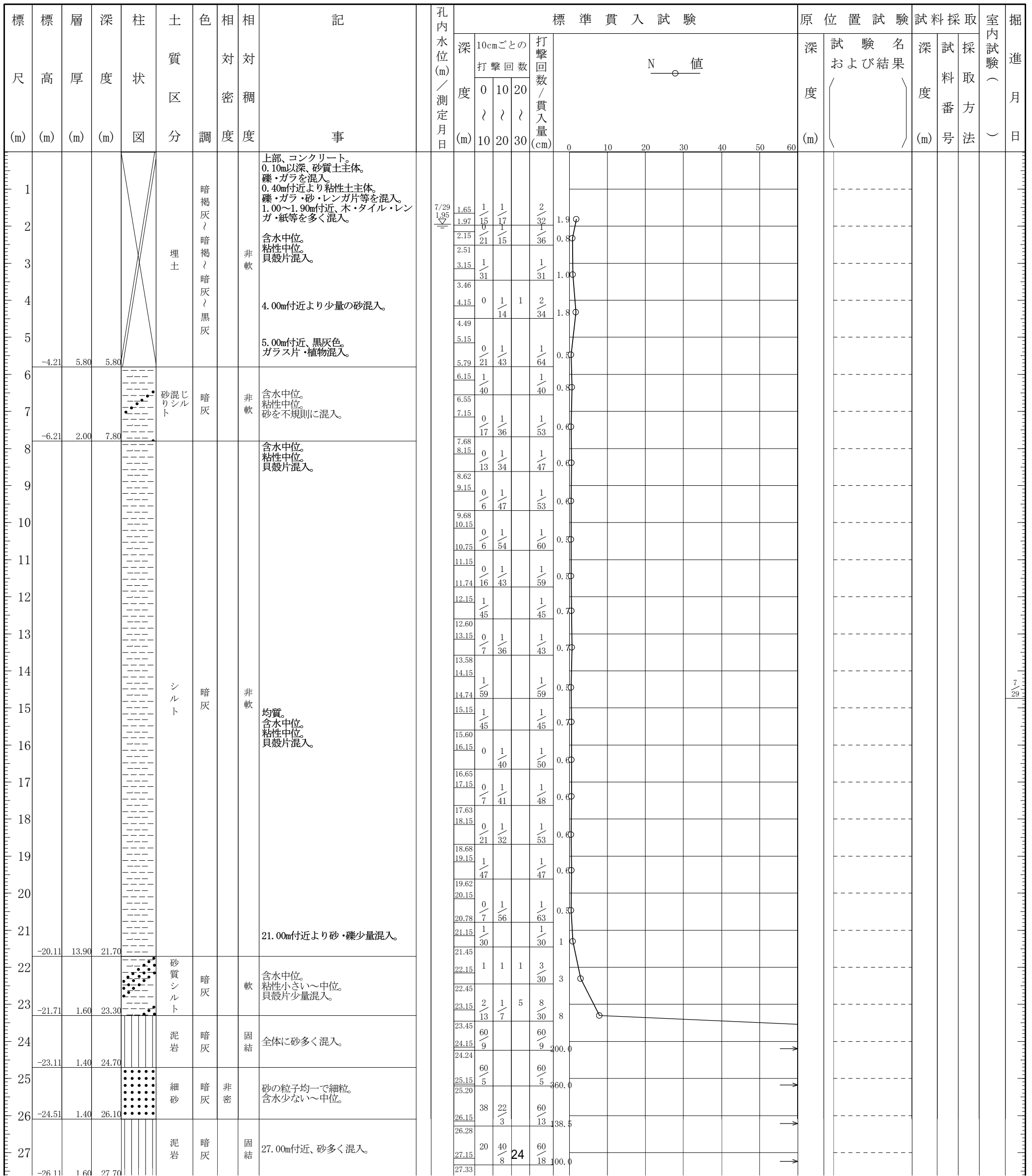
調査名 横浜文化体育館再整備事業に伴う地質調査委託

ボーリングNo									
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業・工事名

シートNo

ボーリング名	No. 8		調査位置	横浜市中区翁町2丁目9番地10(旧横浜総合高等学校)				北緯	35° 26' 22.82"											
発注機関	横浜市民局スポーツ振興部スポーツ振興課				調査期間	平成27年7月28日～27年7月31日			東経	139° 38' 8.05"										
調査業者名	相互地質開発株式会社 電話(045-361-5816)		主任技師	鈴木興蔵		現代理人		コ鑑ア者	渡辺智彦		ボーリング責任者	渡辺智彦								
孔口標高	TP +1.59m	角	180° 上 90° 下 0°		方	北 0° 270° 西 東 180° 南		地盤勾配	鉛直 90°		使用機種	試錐機		カノ KR-50C		ハンマー落下用具		半自動		
総掘進長	29.27m		度	0°		向			エンジン	ヤンマー NFAD8-K		ポンプ	カノ V5-P							



27	-26.11	1.60	27.70	泥岩	暗灰	固結	27.00m付近、砂多く混入。	27.15	20	40/8	60/18	100.0							
28				細砂	暗灰	非密	砂の粒子均一。 含水中位。	27.33	60/8		60/8	225.0							
29	-27.68	1.57	29.27					28.15	28.23	47	13/2	60/12	50.0						
30								29.15	29.27										

土壌汚染概況調査の結果

1 実施調査（平成 27 年 10 月～12 月）

(1) 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく、事業所廃止に伴う調査（以下「条例調査」という。）

【調査義務のある旧横浜総合高校敷地のみ実施】

第一種特定有害物質（土壌ガス）3 物質、第二種特定有害物質 5 物質、計 8 物質について調査。

(2) 土壌汚染対策法に準じた自主的な調査（以下「自主調査」という。）

第一種特定有害物質 11 物質、第二種特定有害物質 9 物質、第三種特定有害物質 5 物質、計 25 物質について調査。

(3) 臨海部埋立地への建設発生土受入に係る検定試験実施要領に準じた調査（以下「土砂検定」という。）

油分、ダイオキシン類を含む 11 物質について調査。

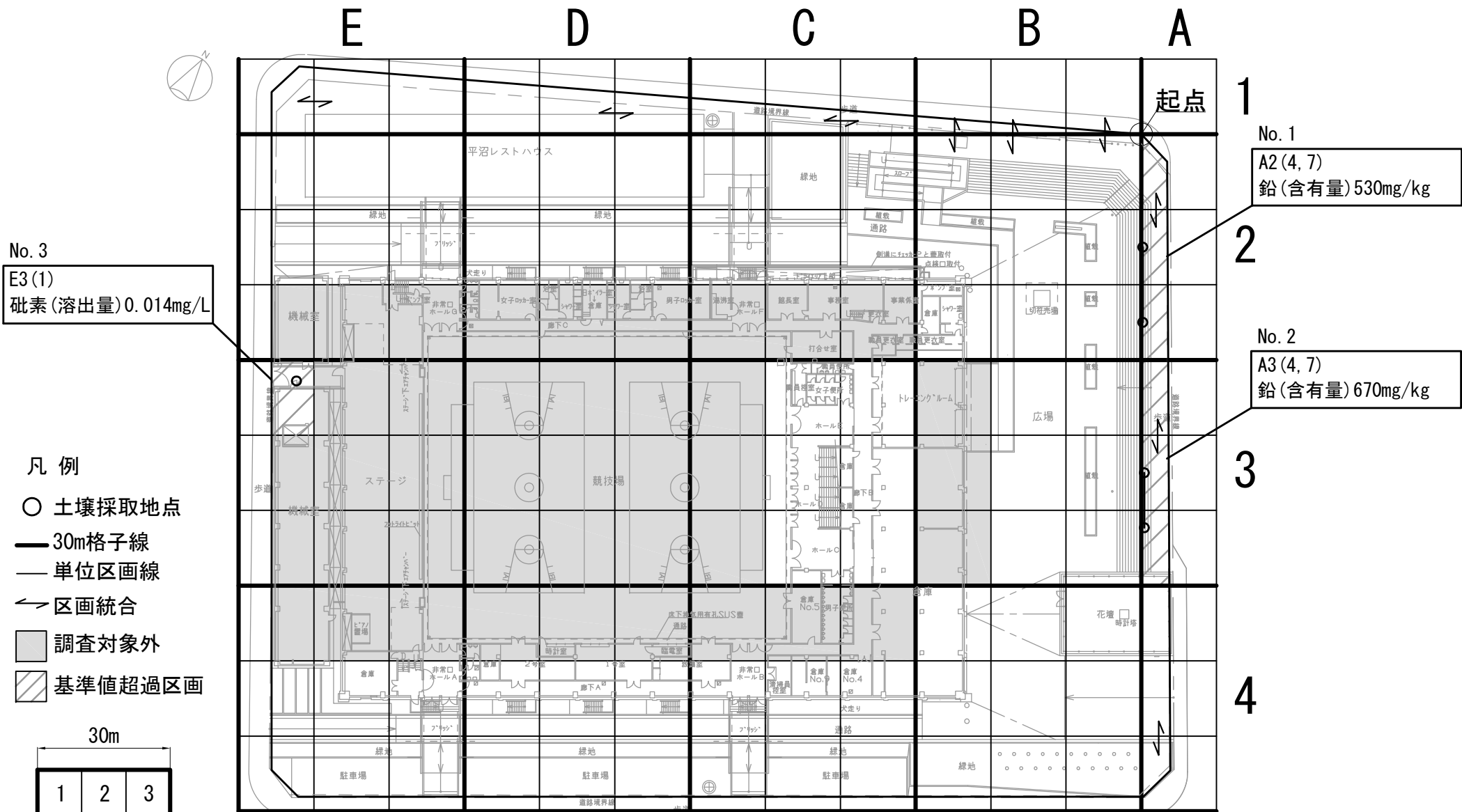
2 調査結果（詳細は別図のとおり）

(1) 現横浜文化体育館敷地（横浜市中区不老町 2 丁目 7 番地・面積 11,014.23 m²）

自主調査及び土砂検定を行ったところ、1 か所で基準値を超える^ひ砒素及びその化合物、2 か所で鉛及びその化合物が検出された。なお、建物内については、施設運営に支障のない範囲のみ調査対象とした。

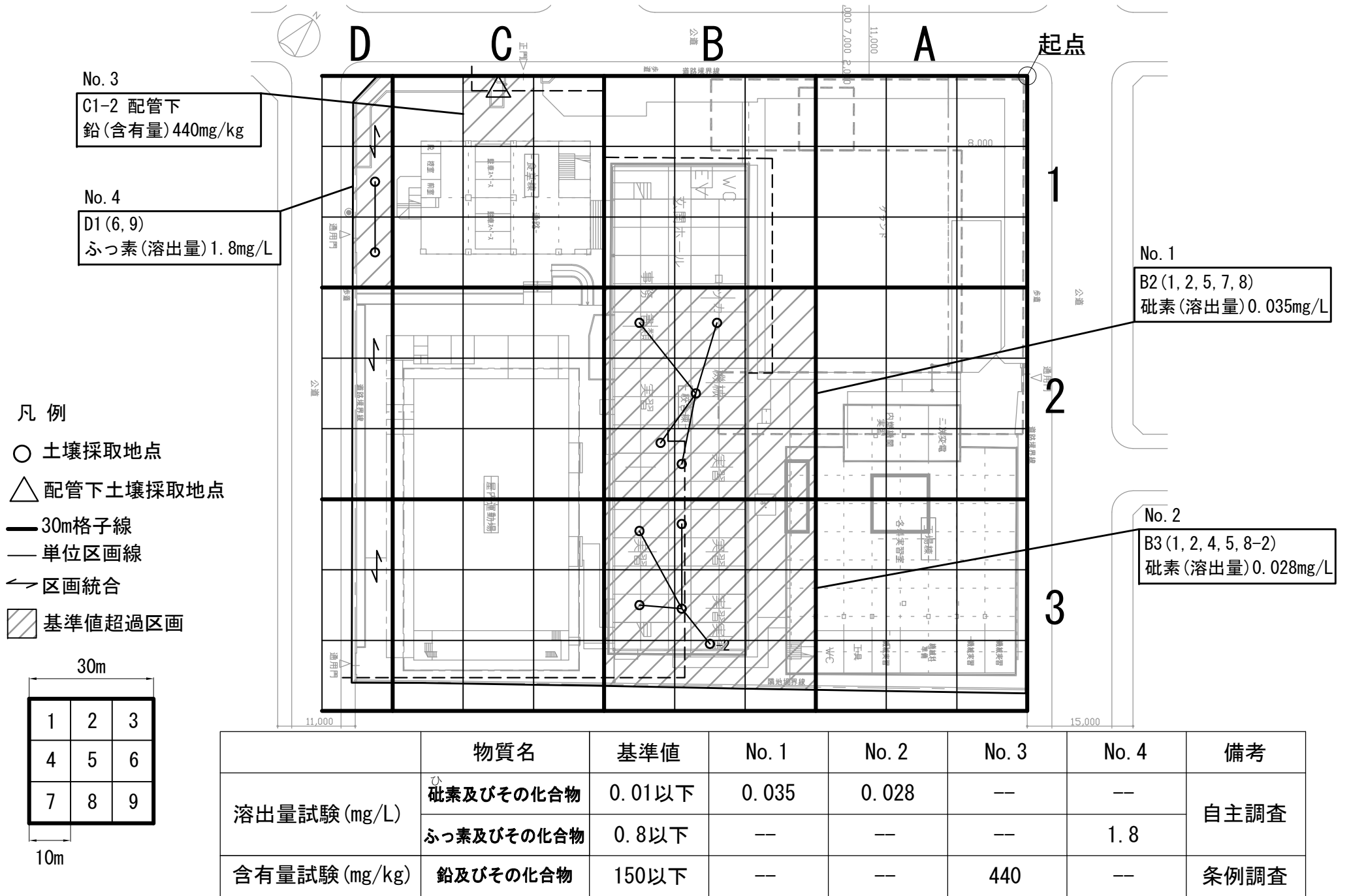
(2) 旧横浜総合高校敷地（横浜市中区翁町 2 丁目 9 番地 10・面積 8,280 m²）

条例調査、自主調査及び土砂検定を行ったところ、2 か所で基準値を超える^ひ砒素及びその化合物、1 か所でふっ素及びその化合物、1 か所で鉛及びその化合物が検出された。



	物質名	基準値	No. 1	No. 2	No. 3	備考
溶出量試験 (mg/L)	砒素及びその化合物	0.01以下	—	—	0.014	自主調査
含有量試験 (mg/kg)	鉛及びその化合物	150以下	530	670	—	

現横浜文化体育館敷地 土壌汚染概況調査結果図



旧横浜総合高等学校敷地 土壌汚染概況調査結果図

地中障害物の状況

1 現横浜文化体育館敷地

敷地東側境界線に沿って厚さ 50 cm 幅 10m 程度のコンクリートスラブが存在している。

また、敷地全体にわたり、GL-1.7m 程度の範囲において、コンクリートガラ、レンガ・レンガ片、ガラス片、陶器片、木片等が存在している。



2 旧横浜総合高校敷地

敷地全体にわたり、GL-2.6 程度の範囲において、コンクリートガラ、レンガ・レンガ片、ガラス片、陶器片、木片等が存在している。

必要諸室(メインアリーナ施設)

必要諸室		全般				建築工事							電気設備					機械設備					
諸室群	諸室名	面積(m ²) 又は 最大利用 人数	室の使い方	特記事項	遮光装置 (ブラインド等) △:無窓可の 室	防音		二重床	可動 間仕切	手洗い カウン ター	鏡	その他	照度 (LX)	内線電話 端子	テレビ受 信設備	イベン ト 用 放 送 設 備	LAN設備	その他	空調 (冷暖房)	24時間 換気	給水設備	給湯設備	
						遮音仕様	吸音仕様																
競技・ 催事部門	アリーナ	メインアリーナ	2,400㎡~	・国際的なスポーツ大会やプロスポーツ等の「みる」競技に利用する。 ・競技以外にもコンサートや各種イベントに利用する。	・各種競技の大会運営が可能となるよう、必要な競技面積を確保する。 ・コンサートや各種イベントに対応できるよう運営と連携した計画とする。 ・天井有効高さは新体操等を想定し、有効空間として14.5m以上確保する。 ・興行等に必要吊り物用バトン、照明用バトンを設置する。 ・イベント準備時に大型車両が直接乗り入れ可能な床構造とする。 ・大型機材の搬入路を確保する。	△	○	○					2,000~	○	○	○	○	○	○				
		体育室	適宜	・大会等の開催時は、準備室(ウォーミングアップ室)として利用し、メインアリーナ、サブアリーナの補助的な役割を担う。 ・大会等の開催時以外は、単独の体育室として利用する。	・バスケットボール1面配置できる面積以上を確保する。 ・卓球やバドミントンの市民開放も想定する。 ・専用の更衣室を2室設ける。 ・メインアリーナ、更衣、ロッカー、シャワー等との連携を考慮するとともに、観覧者と区分した動線上に配置する。 ・天井有効高さは、有効空間で12.5m以上確保する。	△	○	○	○				1,000~	○	○		○	音響装置・照明装置・調光装置	○	○			
	器具庫等	メインアリーナ器具庫等	適宜	・メインアリーナの什器備品を収納する。	・将来的な収納量の増大にも対応できるよう、十分な規模を設ける。 ・メインアリーナへの動線に配慮する。	△								100~	○								
		体育室器具庫等	適宜	・体育室の什器備品を収納する。	・将来的な収納量の増大にも対応できるよう、十分な規模を設ける。 ・体育室への動線に配慮する。	△									100~								
	控室	メインアリーナ控室	適宜	・競技・催事部門利用者の控室・楽屋として利用する。 ・競技以外においても、多目的に活用する。	・可動間仕切等で仕切可能な室を設ける。 ・チーム毎の控室を4チーム分設ける。 ・大きな連う控室を複数設ける。	○				○	○	○		300~	○	○	○	○		○	○	○	○
		メインアリーナ利用者トイレ	適宜	・競技・催事部門利用者のトイレとして利用する。						○	○			200~								○	○
	更衣室等	メインアリーナ更衣室等	適宜	・競技・催事部門利用者の更衣室として利用する。	・公式試合を想定し、チーム毎にロッカー、シャワー、洗面所、付帯トイレを設ける(浴室は不要)。 ・監督室を更衣室内、又は隣接場所に設ける。 ・最大利用人数として、バスケットボール2面の利用時を想定する。	△	○				○	○		300~						○	○	○	○
	救護室等	救護室等	適宜	・スポーツ医学上の諸測定を行う検査室(ドーピングルーム)として利用する。 ・観覧者等の救護(急病人やけが人を保護し、応急手当)を行う。	・検原用トイレ、ドーピング待合スペースを設ける。 ・外部からの救急車のアクセスに配慮した計画とする。	○	○				○	○		500~	○	○		○		○	○	○	○
	その他	サブエントランス	適宜	・競技・催事部門利用者の出入口、休憩、交流スペースとして利用する。	・サブアリーナ施設との連携を図る位置に設ける。									200~									
	観覧部門	観覧席	メインアリーナ観覧席	5,000席以上	・長時間の観覧に耐え得る快適性、利便性に資する仕様とする。 ・座席幅500mm以上、座席ピッチ900mm以上を確保し、布地仕様、各席用ドリンクホルダー付きとする。 ・固定席・可動席を問わず、バスケットボール国際公式試合のセンター1面配置で合計5,000席以上、体操競技(男女同時)で2,500席以上を確保すること。 ・利用目的に合わせた観覧席数の調整や容易な設置が可能となるよう、競技フロアレベルにロールバック形式の可動席を設置する。	○	○							500~	○	○	○	○		○	○		
メインアリーナVIP観覧席			100席程度	・VIP、VVIP用として、長時間の競技・催事の観覧に利用する。	・シートやサービスのクオリティが高いボックス席を確保し、一般入口との動線計画に配慮する。 ・身辺警護が必要とされる要人観覧席(VVIP席)については、一般入口から離れた駐車場から直接観戦エリアに出入りできる等、セキュリティレベルの高い計画とする。		○	○						500~	○	○	○	○		○	○	○	○
エントランスホール等		エントランスホール	適宜	・主要出入口として不特定多数が利用する。 ・展示スペースとしても活用する。	・入退館時並びに観覧者等の休憩時滞留に係る安全性を考慮し、十分な滞留空間を確保する。 ・チケット及び総合案内を設ける。 ・利用者向け冷水器等を設ける。					○				200~	○			○		○	○		
		ロビー	適宜	・観覧者及び競技者が休憩時等に滞留するホワイエとして利用する。	・全国規模の大会や興行等開催時は売店等が仮設置される。 ・利用者向け冷水器等を設ける。					○				200~						○	○		
		利用者利便施設	適宜	・施設利用者や来館者向けの自動販売機やイベント時の物販スペース等として利用する。																○	○	○	○
トイレ等		観覧者トイレ	適宜	・競技・イベントによって男女比率が変わる場合にもフレキシブルな対応が可能計画とする。 ・多目的トイレを設置し、収容人数に見合った便器を確保する。						○	○			200~								○	○
メディア室		メディア室(記者控室)	適宜	・報道関係者が競技等を記録、取材に利用する。 ・記者発表やメディアリリース等の競技以外でも利用する。	・メインアリーナフロア全体が見渡せる場所に設置する。		○		○	OAフロア				500~	○	○	○	○		○	○		
		ミックスゾーン	適宜	・報道関係者が監督や選手にインタビュー等を行う際に利用する。	・選手等が更衣室にアクセスしやすい位置とする。									500~						○	○		

必要諸室		全般				建築工事							電気設備					機械設備					
諸室群	諸室名	面積(m ²) 又は 最大利用 人数	室の使い方	特記事項	遮光装置 (ブラインド等) △:無窓可の 室	防音		二重床	可動 間仕切	手洗い カウン ター	鏡	その他	照度 (LX)	内線電話 端子	テレビ受 信設備	イベン ト 用 放送設備	LAN設備	その他	空調 (冷暖房)	24時間 換気	給水設備	給湯設備	
						遮音仕様	吸音仕様																
管理部門	管理諸室	事務室・受付	8人程度	・施設全体の管理、運営を行う事務室として利用する。	・受付スペースを設ける。	○		○	○	○	○	○	500～	○	○	○	○		○	○	○	○	
		応接室・貴賓室	適宜	・来賓、来客の応接室として利用する。	・館長室に隣接する位置に計画する。	○	○							500～	○	○	○	○		○	○		
		館長室	適宜	・統括管理責任者の執務室として利用する。	・事務室に近接する位置に計画する。	○	○							500～	○	○	○	○		○	○		
		給湯・トイレ等	適宜	・施設管理者用として利用する。						○	○			200～								○	○
		委託控室	適宜	・清掃、管理業者の控室として利用する。	・4室設ける。						○			300～	○			○		○	○	○	○
	運営諸室	本部室(控室・楽屋)	200m ² 程度	・大会等の運営の拠点とし、大会関係者の控室として利用する。 ・その他の用途にも多目的に活用する。	・2室に分割可能な計画とする。			○		○	○	プロジェ クター・ス クリーン		500～	○	○	○	○	視聴覚設 備	○	○	○	○
		審判員室(更衣兼用)	3人×2室	・審判員の更衣室兼控室として利用する。	・観覧者、報道関係者と隔離された位置に計画する。 ・男女別に2室以上設置する。	○	○			○	○			500～	○	○	○	○		○	○	○	○
		放送室	適宜	・メインアリーナ用の放送、音響機器類を整備し、競技やイベン ト時に利用する。	・メインアリーナが見える位置に設ける。		○		○	○	○			500～	○	○	○	○		○	○		
	倉庫	倉庫	適宜	・スタッキングチェアや机など、競技備品以外の什器備品を収 納する。		△				○			100～									○	○
	その他	廊下等	廊下・階段・EV等	適宜		・ユニバーサルデザインに配慮した計画とする。								200～						○ 適宜			
駐車場		駐車場	適宜	・施設利用者のみを対象とする。 ・車いす利用者等の一部の観客、関係者、競技者等の不特定 多数が利用する。	・機械式駐車場(2段程度)とすることも可能とする。 ・放送用車両のスペースを設ける。								200～	○							○		
		大型車両駐車場 (兼搬入口)	適宜	・大型トラック、救急車、消防車、選手用バス等の大型車両の 乗降場として利用する。	・搬入口から直接メインアリーナに乗り入れできる車両通路を確保する。									200～									
		搬入ヤード	適宜	・イベント開催等における積荷や大型動物等の一時的な保管 等に利用する。	・イベント終了後に清掃等の衛生管理が適切に行えるよう配慮する。 ・搬入ヤードからアリーナへ直接大型車両の荷下ろしが可能となる計画とする。					○				200～	○								○
機械室		電気室	適宜		・熱源等の機器は原則室内設置とする。 ・浸水対策を講じる。									100～						○			
		機械室	適宜		・熱源等の機器は原則室内設置とする。 ・浸水対策を講じる。									100～								○	
防災備蓄 倉庫		防災備蓄倉庫	150m ² 程度	・必要最低限の非常食、飲料水、毛布、その他資機材スペ ース等を備蓄する。	・災害時には座席数分の人数が一待機することを想定する。								100～	○									
その他		喫煙所	適宜		・屋内に設置する。								分煙機	200～						△			
	ゴミ置場	適宜		・回収車の寄り付きに配慮した計画とする。									200～								○		

必要諸室(サブアリーナ施設)

必要諸室		全般				建築工事							電気設備					機械設備						
諸室群	諸室名	面積(m ²) 又は 最大利用 人数	室の使い方	特記事項	遮光装置 (ブラインド等) △:無窓可の 室	防音		二重床	可動 間仕切	手洗い カウン ター	鏡	その他	照度 (LX)	内線電話 端子	テレビ受 信設備	イベン ト 用 放 送 設 備	LAN設備	その他	空調 (冷暖房)	24時間 換気	給水設備	給湯設備		
						遮音仕様	吸音仕様																	
競技・ 催事部門	アリーナ	サブアリーナ	2,800㎡~	・多様な競技に利用する。 ・大規模な大会等では、メインアリーナ施設のサブアリーナとして利用する。	・各種競技の大会運営が可能となるよう、必要な競技面積を確保する。 ・床は、木製フローリングとする。 ・天井有効高さは新体操を想定し、有効空間として14.5m以上確保する。	△ 遮光装置 (電動)	○	○	○				1,500~	○	○	○	○	音響装 置・照明 装置・調 光装置	○	○				
		武道場	適宜	・剣道、柔道、空手、薙刀等の練習及び大会会場として利用する。	・可動間仕切により、観覧席も含めて2室各2面ずつに分割し、それぞれ独立して利用できる配置とする。 ・天井高さは4.5m以上確保する。		○	○	○			○		1,000~	○	○	○	○		○	○			
		多目的室	200㎡ 程度	・競技役員会、説明会、講習会、大会運営本部、軽運動、イベントなど多目的に活用する。	・可動間仕切により3室に分割可能とする。 ・ダンス等での利用に対応するため、壁面全体に鏡を設置する。 ・教室形式にて150名程度の利用を可能とする。	○	○	○				○	プロジェ クター・ス クリーン		500~	○	○	○	○	音響装 置・視聴 覚設備	○	○		
	器具庫等	サブアリーナ器具庫等	適宜	・サブアリーナの什器備品を収納する。	・将来的な収納量の増大にも対応できるよう、十分な規模を設ける。 ・サブメインアリーナへの動線に配慮する。	△								100~	○									
		武道場器具庫等	適宜	・武道場の什器備品を収納する。	・将来的な収納量の増大にも対応できるよう、十分な規模を設ける。 ・武道場への動線に配慮する。	△									100~									
		多目的室器具庫等	適宜	・多目的室の什器備品を収納する。	・将来的な収納量の増大にも対応できるよう、十分な規模を設ける。 ・多目的室への動線に配慮する。	△									100~									
	控室	サブアリーナ控室	適宜	・競技・催事部門利用者の控室として利用する。 ・競技以外においても、多目的に活用する。	・チーム毎の控室を6チーム分設ける。 ・可動間仕切等で仕切可能な室を設ける。	○				○	○	○		300~	○	○	○	○		○	○	○	○	
		武道場控室	適宜	・競技・催事部門利用者の控室として利用する。 ・競技以外においても、多目的に活用する。	・チーム毎の控室を8チーム分設ける。 ・可動間仕切等で仕切可能な室を設ける。	○				○	○	○		300~	○	○	○	○		○	○	○	○	
		サブアリーナ利用者用トイレ	適宜	・競技・催事部門利用者のトイレとして利用する。							○	○		200~								○	○	
		武道場利用者用トイレ	適宜	・競技・催事部門利用者のトイレとして利用する。							○	○		200~								○	○	
	更衣室等	サブアリーナ更衣室	適宜	・競技・催事部門利用者の更衣室として利用する。	・公式試合を想定し、チーム毎にロッカー、シャワー、洗面所、付帯トイレを設ける(浴室は不要)。 ・監督室を更衣室内、又は、隣接場所に設ける。 ・最大利用人数として、バスケットボール3面の利用時を想定する。	△	○			○	○	○		300~	○					○	○	○	○	
		武道場更衣室	適宜	・競技・催事部門利用者の更衣室として利用する。	・公式試合を想定し、チーム毎にロッカー、シャワー、洗面所、付帯トイレを設ける(浴室は不要)。 ・監督室を更衣室内、又は隣接場所に設ける。 ・最大利用人数として、剣道大会4面の利用時を想定する。	△	○			○	○	○		300~	○					○	○	○	○	
	武道場 付帯室	上座	適宜	・武道競技の練習および大会時に利用する。	・競技コートの4面分が確保できる規模とする。 ・可動間仕切りで室を分割する際にも、室ごとに上座が利用できる計画とする。																			
		師範控室	適宜	・武道競技の師範控室として利用する。							○	○		500~						○	○	○	○	
		前室	適宜	・選手および観客の上下足の履き替えスペースとして利用する。	・下駄箱を設置する。									200~										
	救護室等	救護室等	適宜	・観覧者等の救護(急病人やけが人を保護し、応急手当)を行う。	・外部からの救急車のアクセスに配慮した計画とする。	○	○			○	○		500~	○	○		○		○	○	○	○		
	観覧部門	観覧席	サブアリーナ観覧席	2,500席 以上	・長時間の競技の観覧に利用する。	・座席幅450mm以上、座席ピッチ850mm以上を確保し、ブロー成形品同等以上の性能を有する仕様とし、背もたれ、各席ドリンクホルダー付きとする。 ・固定席・可動席を問わず、バスケットボール1面センター配置、柔剣道4面配置で合計2,500席以上、バスケットボール3面配置で1,000席以上を確保すること。	○ 遮光装置 (電動)	○	○				500~	○	○	○	○		音響装 置・照明 装置・調 光装置	○	○			
			武道場観覧席	500席 以上	・武道場の観覧に利用する。	・ベンチタイプではなく個別スペースを確保できるタイプとし、500席以上とすること。 ・座席幅450mm以上、座席ピッチ850mm以上を確保し、各席用ドリンクホルダー付きとする。 ・2室利用時には、各々250席程度以上確保する。			○	○				500~	○	○	○	○		○	○			
エントランス ホール等		エントランスホール	適宜	・主要出入口として不特定多数が利用する。	・入退館時並びに観覧者等の休憩時滞りに係る安全性を考慮し、十分な滞留空間を確保する。 ・利用者向け冷水器等を設ける。								200~							○				
		サブアリーナロビー	適宜	・観覧者及び競技者が休憩時等に滞留するホワイエとして利用する。	・全国規模の大会や興行等開催時は売店等が仮設置される。 ・利用者向け冷水器等を設ける。								200~							○	○			
トイレ等		観覧者トイレ	適宜	・観覧部門利用者のトイレとして利用する。	・全国規模の大会や興行等開催時は売店等が仮設置される。 ・利用者向け冷水器等を設ける。								200~							○	○		○	

必要諸室		全般			建築工事							電気設備					機械設備								
諸室群	諸室名	面積(m ²) 又は 最大利用 人数	室の使い方	特記事項	遮光装置 (ブラインド等) △:無窓可の 室	防音		二重床	可動 間仕切	手洗い カウン ター	鏡	その他	照度 (LX)	内線電話 端子	テレビ受 信設備	イベン ト用 放送設備	LAN設備	その他	空調 (冷暖房)	24時間 換気	給水設備	給湯設備			
						遮音仕様	吸音仕様																		
管理部門	管理諸室	事務室・受付	8人程度	・施設全体の管理、運営を行う事務室として利用する。	・受付スペースを設ける。	○		○	○ OAフロア					ミニキッ チン	500～	○	○	○	○		○	○	○	○	
		応接室	適宜	・来客の応接室として利用する。	・事務室に隣接する位置に計画する。	○	○									500～	○	○	○	○		○	○		
		給湯・トイレ等	適宜	・施設管理者用として利用する。							○	○				200～								○	○
		委託控室	適宜	・清掃、管理者の控室として利用する。	・4室設ける。						○					300～	○			○		○	○	○	○
	運営諸室	本部室(控室・楽屋)	100m ² 程度	・大会等の運営の拠点とし、大会関係者の控室として利用する。 ・その他の用途にも多目的に活用する。		○		○								500～	○	○	○	○		○	○		
		審判員室(更衣兼用)	3人×2室	・審判員の更衣室兼控室として利用する。	・観覧者、報道関係者と隔離された位置に計画する。 ・男女別に2室以上設置する。	○	○				○	○				500～	○	○	○	○		○	○	○	○
		放送室	適宜	・サブアリーナ用の放送、音響機器類を整備し、競技やイベント時に利用する。	・サブアリーナが見える位置に設ける。											500～	○	○	○	○		○	○		
倉庫	倉庫	適宜	・スタッキングチェアや机など、競技備品以外の什器備品を収納する。												100～										
その他	廊下等	廊下・階段・EV等	適宜		・ユニバーサルデザインに配慮した計画とする。	△		○							200～								○ 適宜		
	駐車場等	駐車場等	適宜	・施設利用者のみを対象とする。 ・車いす利用者等の一部の観客、関係者、競技者等の不特定多数が利用する。	・地上設置で平面式を想定する。 ・駐輪場、駐バイク場を確保する。										200～	○							○		
		荷捌場	適宜		・大型車1台分の寄り付きとする。						○					200～	○							○	
	機械室	電気室	適宜		・熱源等の機器は原則室内設置とする。 ・浸水対策を講じる。											100～								○	
		機械室	適宜		・熱源等の機器は原則室内設置とする。 ・浸水対策を講じる。											100～								○	
	防災備蓄倉庫	防災備蓄倉庫	110m ² 程度	・必要最低限の非常食、飲料水、毛布、その他資機材スペース等を備蓄する。	・災害時には座席数分の人数が一待機することを想定する。										100～	○									
	その他	喫煙所	適宜		・屋内に設置する。											200～								△	
ゴミ置場		適宜		・回収車の寄り付きに配慮した計画とする											200～									○	

建築局公共建築物構造設計の用途係数基準

第1編 本文

第1項 基準設定の主旨

公共建築物のなかには、災害時に応急活動を支える施設、要援護者施設、不特定多数の利用がある施設、貴重な財産を収蔵している施設、特殊な危険性のある施設等があり、大地震が発生した場合であっても、本来の機能を維持しなければならない。そのため、これらの施設においては、地震に対する安全性をより高めるために、構造設計に際して、施設の用途に応じて耐震性能を割増すための用途係数を採用することとした。

また、新耐震設計（昭和56年施行）以前の既存施設の耐震改修は、平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が施行されたことから、原則として、当該法律によるものとした。ただし、上記の用途に供する施設にあつては、同様の趣旨から耐震改修においても、用途係数を採用することとした。

第2項 用途係数の基準

構造設計の用途係数の基準については、次の基準によるものとする。

(1) 適用範囲

本基準は、原則として建築局が取り扱う公共建築物に適用する。

(2) 用途係数の区分と対象建築物

本基準は、建築物の用途及び機能から構造強化を必要とする類似グループを3つに区分したので、その区分に応じた用途係数を定めた。その内容は、表—1に示すとおりである。

なお、建築物の立地状況、あるいは特別な理由等があつて、特に必要と認めた場合には、別の区分の係数を適用することができる。

第3項 用途係数の運用方法

用途係数の運用方法は、次の規定によるものとする。ただし、層間変形角の検討には及ばないものとする。

(1) 1次設計で終了する地震層せん断力係数の扱い

建築基準法施行令第88条で規定している地震力の層せん断力係数を算定するにあたっては、次の式に読み替えて同施行令第82条を満足するものとする。ただし、次の(2)を満足する場合には、本項を適用しなくても良いものとする。

$$C_i = G \cdot Z \cdot R_t \cdot A_i \cdot C_o$$

G：第2項(2)で定めた用途係数とする。

(2) 2次設計を行う各階の必要保有水平耐力の扱い

建築基準法施行令第82条の4で規定している保有水平耐力の算定にあたっては、次の式を満足するものとする。

$$Q_{un} = G \cdot D_s \cdot F_{es} \cdot Q_{ud}$$

G：第2項(2)で定めた用途係数とする。

第4項 2次部材その他の扱い

建築物の仕上げ及び2次部材の耐震性並びに家具等の固定化等については、具体的な設計時に十分耐震性を配慮するものとする。

第5項 昭和56年6月1日の建築基準法改正（以下「新耐震設計法」という。）以前の既存施設の耐震改修における用途係数について

新耐震設計法以前の既存施設の耐震改修は、原則として「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて行うものとする。

既存施設の耐震改修は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第3条に基づき「特定建築物の耐震改修の指針」（平成7年12月25日建設省告示第2089号）により診断、改修方法が定められている。

このため、本基準の適用については、「特定建築物の耐震改修の指針」の別表第1（三）に規定される I_s （各階の構造耐震指標）及び q （各階の保有水平耐力に係る指標）に対し、本基準の表一1に基づく「耐震性に係る用途別施設の用途係数一覧」の用途係数を乗じたものを目標値とする。

ただし、用途係数に1.25又は1.5を採用し耐震改修を行うことにより、施設の機能が失われる場合、耐震改修を行っても I_s が上がらない場合、耐震改修によって違法となる場合などについては別の区分を適用することができる。

付 則

この基準は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成17年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

表一 耐震性に係る用途別施設の用途係数一覧

用途係数 区 分	施設の用途係数適用の理由	該 当 施 設
1. 5	<p>大震災時には、消火・援助・復旧及び情報伝達等の防災に係る業務の中心的拠点として機能する施設であるため。</p> <p>放射性物質又は病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設で災害時に施設及び周辺の安全性を確保するため。</p>	<p>市庁舎関係施設、区庁舎関係施設、消防関係施設、土木関係施設、病院関係施設、災害対策関係その他施設、小中学校の体育館、試験研究施設、その他これらに類するものとする。</p>
1. 2 5	<p>大震災時には、救護・復旧及び防災業務を担当するもの。</p> <p>並びに市民共有の貴重な財産となるものを収蔵している施設であるため。</p>	<p>都市施設管理関係施設、衛生関係施設、学校関係施設（小中学校の体育館を除く。）、社会福祉関係施設、文化的施設、市民生活関係施設、その他施設、その他これらに類するものとする。</p>
1. 0	<p>用途係数区分が、1. 5 及び 1. 2 5 区分に該当している施設以外の施設であるため。</p>	<p>公営住宅関係施設、本市の住宅系施設、事務所系施設、付属的施設、その他これらに類するものとする。</p>

【参 考】

公共建築物構造設計の用途係数区分

標記の用途係数区分の基準については、第1編第2項(2)に規定しているが、その区分毎の具体的対象建築物は、次のとおりである。

(1) 1.5に該当する建築物

用途係数が1.5に該当する建築物は、次の表に示すものとする。

表一2 1.5に該当する対象建築物関係一覧表

No.	施設区分	対象建築物	施設対象名	理 由
1	市庁舎施設	(1) 庁舎棟 (2) 議会棟 (3) 電算棟		市民生活に一時も欠かすことのできない中心的行政機関であるとともに、救護、復旧及び通信等の中心的防災対策の拠点であるため。
2	区庁舎施設			
3	消防関係施設	(1) 消防署 (2) 消防出張所 (3) 防災指令センター (4) 消防訓練センター (5) 市民防災センター (6) 横浜ヘリポート		消火、救護及び通信等の中心的防災対策の拠点であるため。
4	土木関係施設	(1) 土木事務所		災害時の復旧工事に係わる業務を担当するため。
5	教育関係施設	(1) 小中学校の体育館		災害時の避難場所とされるため。
6	試験研究施設		木原生物学研究所	災害時に施設及び周辺の安全性を確保するため。
7	災害対策関係 その他施設	(1) 災害備蓄倉庫 (2) 猛禽動物舎		被災者に対する救護備品の安全性を確保するため。 危険な動物を収容するため。
8	病院関係施設 (注)	(1) 市立病院 (2) 市大付属病院 (3) 地域中核病院	市民、港湾、 脳血管医療 センター 南部病院等	負傷者等病人に対する救護活動及び診療活動の中心的な拠点であるため。

(注) 平成17年4月1日局再編に伴い、病院経営局の所管となったため、所管の基準によることを原則とする。

(2) 1. 25に該当する建築物

用途係数が1. 25に該当する建築物は、次の表に示すものとする。

表一3 1. 25に該当する対象建築物関係一覧表

No.	施設区分	対象建築物	施設対象名	理 由
1	都市施設管理 関係施設	(1) 下水処理場 (2) ポンプ場		下水等の都市の基幹に係わる施設の維持管理の業務を担当するため。
2	衛生関係施設	(1) 保健所 (2) 衛生研究所		負傷者等病人に対する救護及び診療活動を行うため。
3	学校関係施設 (小中学校の体育館は除く)	(1) 小学校 (2) 中学校 (3) 高等学校 (4) 専門学校 (5) 大学		多数の児童生徒、学生がいる教育施設であるため。
4	社会福祉関係 施設	(1) 保育園 (2) 児童更生施設 (3) 養護教育センター (4) 身体障害者福祉センター (5) 福祉授産所 (6) 老人福祉センター (7) ケアセンター・ケアプラザ		多数の幼児又は児童が利用する施設のため。 多数の身体障害者が利用する施設のため。 多数の老人が利用する施設のため。
5	文化的施設	(1) 公会堂 (2) 地区センター (3) スポーツセンター (4) 市民ホール (5) 婦人会館 (6) 図書館・青少年図書館 (7) 郷土資料館 (8) 博物館 (9) 美術館 (10) コミュニティハウス	教育文化センター等	多数の市民が利用する施設であるため。 多数の貴重な蔵書或いは美術骨董品の収蔵品を保護するため。
6	市民生活関係 施設	(1) 卸売市場 (2) 小売市場		市民生活において一時も欠かすことのできない施設であるため。
7	その他施設	(1) 斎場等 (2) 大・中動物舎		市民生活に欠かすことのできない施設であるため。 中型以上の動物を収容する施設であるため。

(3) 1. 0に該当する建築物

用途係数が1. 0に該当する建築物は、次の表に示すものとする。

表一4 1. 0に該当する対象建築物関係一覧

No.	施設区分	対 象 建 築 物	施設対象名	理 由
1	公営住宅施設	(1) 市営住宅 (2) 改良住宅 (3) その他		住居系施設は、間仕切りが多く比較的各室面積が狭いことと、利用形態が民間住宅系施設と同じであるため。
2	本市の住宅系施設	(1) 母子寮 (2) 養護関係寄宿舍 (3) 一時収容救護施設 (4) 看護婦宿舎 (5) 職員用管理宿舎 (6) 職員寮		同上
3	本市の事務所系施設	(1) 公園管理事務所 (2) その他事務所		この区分の事務所系施設は、比較的小規模で低層な施設あるため。
4	付属的施設	(1) 車庫 (2) 倉庫又は物置		利用形態が民間の付属的施設と同じであるため。
5	その他施設	(1) 厚生関係施設 (2) 公衆便所 (3) 休憩舎 (4) 小動物舎		特に強化をする必要がないため。

第2編 解説

第1項 基準設定の経緯

昭和56年度の建築基準法施行令の改正、いわゆる「新耐震設計法」が導入され、関東大震災級の地震に対し、建築物の崩壊等から人命を守るという構造設計の目標が示された。その後、平成7年1月17日に兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）が発生し、死者約6,000名に及ぶ未曾有の被害を引き起こした。

この地震による建築物の被害は、古い木造住宅の倒壊が顕著であったが、「新耐震設計法」導入後に建築されたものの被害は軽微であったことが報告されている。

また一方では、鉄筋コンクリート造の建築物のピロティ柱の圧壊や、鉄骨造の溶接部の破断による建築物の倒壊など、被災した建築物の映像が大きく報道され、大地震動に対する建築物のバランス等の耐震設計のあり方に警鐘を投げかけた。

従来、建築局公共建築部が取り扱う消防施設、区庁舎施設及び市民利用施設等で重要な公共施設は、建築基準法が定める地震力を割増して、耐震性を高めた設計をしている。

また、旧建設大臣官房官庁営繕部における「構造設計指針」（昭和58年度制定）では、国の公共建築物の用途及び機能はもとより、大震災時での役割を考慮して、建築基準法の定める規定より高い耐震性を確保するよう定めている。

また、旧文部省管理局においても、国立学校の校舎等の構造設計に関して「構造設計指針」を定め、建築基準法の規定より高い耐震性を確保するよう定めている。

これらの指針の中で地震力を割り増した耐震設計は、公共建築物の機能を保持するため、大地震動を受ける建築物の耐震性能を向上させることが明らかであり有効である。

そこで、建築局においても、本市の公共建築物は大震災時において、重要な役割があることを認識して、従来の個別対応ではなく、自ら取り扱う営繕工事の建築物に対して、他都市・旧建設省並びに旧文部省等の規定を参考にしながら、構造設計における用途係数を定めた。

第2項 適用範囲に対する考え方

本基準の設定は、公共建築部が取り扱う建築物の用途別及び機能別の観点から定められた構造の強さを統一して、質の均衡を確保することを目的としているので、建築局が所管する営繕工事の全ての建築物に原則として適用するものとする。

第3項 用途係数の扱い

用途係数の考え方は、大震災時において公共建築物の機能と使用している人々の命を守ることとはもとより、震災後の被災者に対する救護活動と復旧活動の中心的拠点となる堅牢な建築物が要求されることに基づいている。

したがって、この考え方は旧建設省が昭和47年度から5年間かけて取り組み、総合技術開発プロジェクトの「新耐震設計法（案）」で示された用途係数の考え方とも一致するものである。

この用途係数の大きさは、各施設毎の大震災時における機能確保のため必要の度合いを考えて決定されなければならない。そこで、施設の用途別構造強化の区分とその用途係数値を決定する必要がある。

次に、建築基準法が規定している構造の強さは、極めて希に発生する大地震に対して、建築物の倒壊等を防止し、人命を守ることを目的としているので、本基準では建築基準法の規定を満たすものを第1区分（用途係数1.0）とし、次の第2区分（用途係数1.25）としては、構造体に軽微な亀裂等の一部の損傷があっても、補修することですぐ利用できるものとした。最後の第3区分（用途係数1.5）としては、震災時に機能上最も重要な建築物を対象としていることから、軽微な災害に納まるようにして、継続的に機能が完全に確保できるようにした。

以上の3つの区分を設定して、それに見合う構造の強化ができる用途係数を定めた。

この係数値の決定に際しては、建築学会の「地震荷重と建築構造の耐震性（1967）」、旧建設省及び旧文部省の営繕工事の「構造設計指針」及び他都市の実状を参考にして1.0~1.5の範囲で定めた。

(1) 1.5に該当する建築物

用途係数1.5に該当する建築物は、災害時における重要な拠点施設として市庁舎、区庁舎、消防関係施設及び病院関係施設並びに小中学校の体育館等がこの区分に該当するものである。

(2) 1.25に該当する建築物

用途係数1.25に該当する建築物は、大震災時に救護及び情報伝達等の防災業務並びに全市民の貴重な財産となるものを収蔵する施設等である。

したがって、これに該当する公共建築物は、不特定多数の人が利用する行政機関の文化的な市民利用関係施設、教育関係施設（小中学校の体育館を除く）及び老人や身障者等が利用する福祉関係施設等がある。また、下水施設及び市場施設については、市民生活にとって1日も欠くことができないものであると共に、施設が大規模で建設に莫大な経費と時間を要することも考え合わせて、この区分に該当するものとした。

特に、小中学校の体育館を除く学校関係施設においては、児童生徒の身体の安全を確保する必要がある。さらに、旧文部省管理局教育施設部の「構造設計指針(1980年版)」では、本基準と同様の考え方から構造強化に伴う補正係数を1.25と定めている。以上のことから、本基準では用途係数を1.25と定めた。

(3) 1.0に該当する建築物

用途係数が1.0に該当する建築物は、公共建築物でも住宅系や事務所系で特定の人が利用する施設、小規模な施設、あるいは車庫等の付属的な施設であるが、民間の施設と同じ使われ方がなされるので、建築基準法で規定する耐震性を満足すれば良いものとした。

(4) 複合用途の建築物の考え方

複合用途の建築物で用途係数の適用区分が異なるものが併設される場合には、原則として用途係数の高い方を全建築物（別棟は除く）に適用する。

ただし、専有面積が比較的少ない用途部分がある場合には、その用途係数区分の適用を弾力的に運用するものとする。

第4項 用途係数の運用方法

(1) 構造強化の基本的考え方

建築物の構造形式は、図-1の α 型式のような強度型と、 β 型式のような靱性型及びその中間の型がある。図-1のA1とA2の面積は、建築物の地震エネルギー能力を現し、この面積が同じであれば同じ耐震性能であると考えられている。

そして、より高い耐震性を図るには、 α 型式の強度をより高める方法と、 β 型式の変形能力、つまり靱性を高める方法がある。

β 型式の靱性をより高める方法は、柱・はり接合部の変形特性や、RC造では柱の軸力比、鉄骨造では溶接性能などの影響を強く受けるため、高度で専門的知識が求められる。

したがって、本基準では設計が容易で運用しやすい α 型式の方法のより強度を高めることで対処することにした。

(2) 1次設計で終了する場合

具体的な運用方法としては、1次設計で構造計算が終了する建築物に対しては、地震外力を用途係数で割増をして、結果として建築物の耐力を増加させる方法を採用した。

これは、1次設計で終了する建築物は、比較的小規模であり、規模に対し壁など一定量の耐震要素を確保していることから、大地震時の設計を省略しても耐震性が確保されていることによっている。

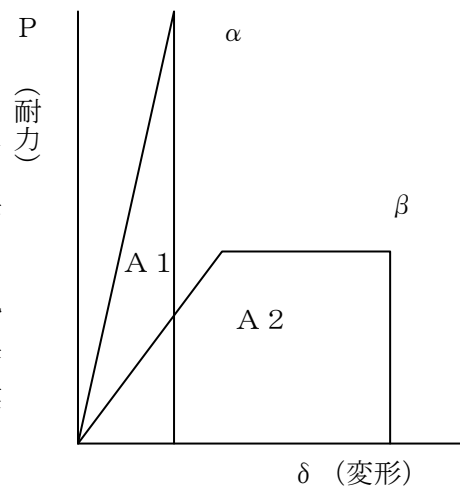


図-1 P- δ 曲線

(3) 2次設計を行う場合

2次設計を行う建築物に対しては、保有水平耐力が、必要保有水平耐力に対し用途係数以上の安全率を確保するものとした。また、1次設計対象建築物においても、2次設計の方法で満足したものは良いものとした。

(4) 限界耐力計算を行う場合

平成12年6月1日建築基準法の改正による限界耐力計算（建築基準法施行令第82条の6）を行う場合は、本基準の用途係数を考慮し以下の式を満たすことを原則とする。

$$\text{損傷限界時} \quad Q_i \geq G \cdot P_{di}$$

Q_i 建築基準法施行令第88条に基づく各階に生じる地震層せん断力

$$Q_i = Z \cdot R_t \cdot A_i \cdot C_o \cdot W_i \quad (C_o = 0.2)$$

P_{di} 損傷限界時に各階に水平方向に生ずる力

G 本基準に基づく用途係数

$$\text{安全限界時} \quad Q_{ui} \geq G \cdot P_{si}$$

Q_{ui} 建築基準法施行令第82条の4に基づく各階の保有水平耐力

P_{si} 安全限界時に各階に水平方向に生ずる力

G 本基準に基づく用途係数

限界耐力計算は、損傷限界時と安全限界時の計算を行うが、損傷限界耐力計算では、弾性限耐力に至った変位から、また安全限界計算では、建築物のメカニズム時の変位を基に、限界固有周期等を算定し、そして、地盤の地震増幅特性など考慮した上で各階に生ずる地震力を求める。

実際の建築物（多層階）を、いわゆる1質系の振動モデルに置き換え、地震応答スペクトルから各層に生じる応答層せん断力（地震力）を求める考え方である。

そして、損傷限界時に各層に生じる応答層せん断力（損傷限界耐力）が、基準法の地震層せん断力以下であることを確認し、安全限界時に各層に生じる応答層せん断力（安全限界耐力）が、各階の保有水平耐力以下となることを確認する耐震設計手法である。

このように、限界耐力計算は、従来、建築基準法第38条の大臣認定の対象となる高層建築物の技術評定について、内外から性能規定化が求められたことにより、地盤の地震特性を考慮した振動解析の手法を簡易的に行えるように体系化したものである。

しかしながら、特に安全限界計算においては、崩壊メカニズム時の変位を基に、安全限界変位、安全限界固有周期等を算定していることから、周期が長くなる傾向があり、地盤の地震増幅特性などに影響し、その結果、各層に生じる応答層せん断力を過小評価し易い。

また、適切な安全限界計算を行ったとしても、メカニズム時の変位を確保するための柱・はり接合部の設計、柱のP- Δ 効果、部材の施工性等、靱性を確保することは非常に重要となることなどに十分留意して対応すべきであり、横浜市建築構造設計指針等を参考に慎重な設計を行うことが求められる。

あえて言うならば、公共建築物の用途上の機能の保持を目的とした本基準の用途係数による地震力の割り増しは、強度を増すことで大地震時の損傷を軽微に止めるために行うものであり、安全限界耐力計算が、崩壊メカニズム時の固有周期に対応する地震力を計算しクライテリアとしていることに着目すると、耐震設計の方向性を異にしているものともいえる。

このように、中低層の建築物が主体である公共建築物の場合、応答スペクトルとその変形性能を前提とした限界耐力計算による耐震設計よりも、むしろ過去の震災経験を考慮した現行の必要保有水平耐力計算による方が適していることが多い。

一方、損傷限界耐力計算においては、弾性限耐力を基にし、層間変形角の制限の範囲で計算を行っている。このため、従来の1次設計と同レベルの耐震設計を行っていることになり、本基準の用途係数による地震力の割り増しは、一定の効果を発揮することが可能である。

以上のような内容を十分把握した上で、限界耐力計算により、公共建築物の耐震設計を行うことは可能であると考え、本基準の用途係数の適用について準用することとした。

本事業の業務実施体制について

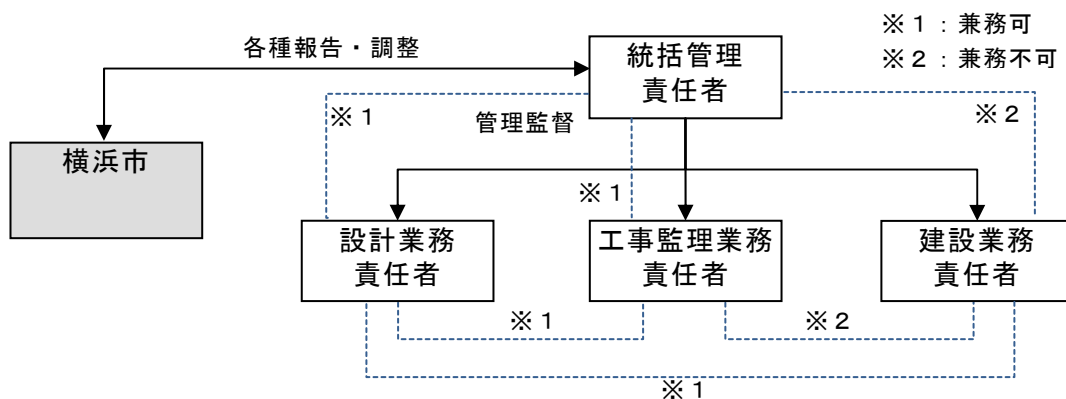
本事業の業務実施に当たっては、「設計・建設期間」及び「維持管理・運営期間」において統括管理責任者を配置するとともに、設計、工事監理、建設、維持管理、大規模修繕、運営の各個別業務の業務責任者を配置し、市への各種報告・調整を適切に行うこととする。

なお、統括管理責任者は、各個別業務の業務責任者が兼務すること（一部業務を除く）や、「設計・建設期間」及び「維持管理・運営期間」で同一の者を配置することは可能である。

また、統括管理責任者は、原則として構成員又は協力企業から選出することとし、事前に市の承諾を得ること。

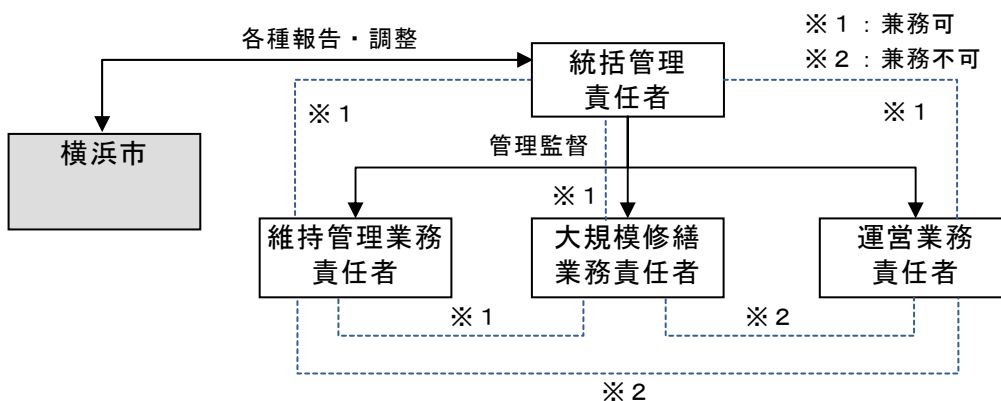
1 設計・建設期間

設計・建設期間中は、「統括管理責任者」、「設計業務責任者」、「工事監理業務責任者」、「建設業務責任者」を任命し、統括管理責任者の管理監督のもと、各業務を実施する。



2 維持管理・運営期間

維持管理期間中は、「統括管理責任者」、「維持管理業務責任者」、「大規模修繕業務責任者」、「運営業務責任者」を任命し、統括管理責任者の管理監督のもと、維持管理業務を実施する。



提出図面一覧

基本設計完了時、実施設計完了時、完工時にはそれぞれ以下に示す図面を提出すること。
なお、提出図面の部数については、図面提出前に市担当者に確認を行い、必要に応じて調整を行うこと。

1. 基本設計完了時提出物

(1) 図面

a. 共通図

- ・ 表紙 ・ 案内図 ・ 基本計画説明図 ・ 配置図 ・ 面積表

b. 建築図等 ・ 建築計画概要書 ・ 配置図 ・ 各階平面図 ・ 立面図 ・ 断面図

- ・ 仕上表 ・ 各室面積表

c. 電気設備図等

- ・ 電気設備計画概要書 ・ 配置図 ・ 各設備系統図
- ・ 各階平面図（主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度）
- ・ 各階必要設備諸元表

d. 空調・給排水衛生設備図等

- ・ 空調・給排水衛生設備計画概要書 ・ 配置図 ・ 各設備系統図
- ・ 各階平面図（主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度）
- ・ 各階必要設備諸元表

(2) 説明資料

- ・ 意匠計画書 ・ 構造計画書 ・ ランニングコスト計算書 ・ 負荷計算書
- ・ ユニバーサルデザイン検討書 ・ コスト縮減検討書 ・ 概算費用
- ・ 採用設備計画比較検討書
- ・ 近隣対策検討書（電波障害机上検討、日影検討等）
- ・ 工事計画書（建設計画 工程計画）
- ・ その他提案内容により必要となる説明書等

(3) 透視図

- ・ 鳥瞰図 ・ 外観図 ・ 内観図 （提案内容に基づき市が指定する箇所）

(4) 電子納品（報告書及び図面）

- ・ 本市ホームページ（下記アドレス参照）に掲載する電子納品に関する要領・基準類・手順書による。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/kijun.html>

2. 実施設計完了時提出物

(1) 図面

a. 共通図

- ・ 表紙 ・ 図面目録 ・ 特記仕様書 ・ 案内図 ・ 配置図 ・ 面積表
- ・ 工事区分表 ・ 仮設計画図 ・ 平均地盤算定図 ・ 敷地高低測量図
- ・ 敷地測量図 ・ 真北測量図

b. 建築設計図

- ・ 仕上表 ・ 平面図 ・ 立面図 ・ 断面図 ・ 矩計図 ・ 詳細図 ・ 展開図
- ・ 天井伏図 ・ 建具表 ・ 基礎、杭伏図 ・ 基礎梁伏図 ・ 各階伏図
- ・ 軸組図 ・ 断面リスト ・ 基礎配筋図 ・ 各階配筋図 ・ 鉄骨詳細図
- ・ 工作物等詳細図

c. 外構設計図

- ・ 外構平面図 ・ 縦横断面図 ・ 各部詳細図 ・ 雨水排水計画図
- ・ 污水雑排水計画図 ・ 植栽図

d. 電気設備設計図（屋外も含む）

- ・ 変電設備図（機器配置図、系統図）
- ・ 電灯設備図（平面図、分電盤図、照明器具図、系統図）
- ・ 動力設備図（平面図、系統図、制御盤図）
- ・ 構内情報通信網設備図（平面図、系統図、端子盤図）
- ・ テレビ共同受信設備図（平面図、系統図、機器図）
- ・ 防犯管理設備図（平面図、系統図、機器図）
- ・ 避雷針配線及び取付図
- ・ 弱電設備図 ・ テレビ電波障害対策図

e. 空調・給排水設備設計図

- ・ 空気設備図〔空調、換気、計装〕（平面図、詳細図、系統図、機器表）
- ・ 給排水衛生設備図〔給排水、給湯、ガス、消火〕（屋外平面図、平面図、詳細図、系統図、機器表、器具表）
- ・ エレベーター設備図（機械室詳細図、かご詳細図、シャフト縦断面図、各部詳細図）

(2) 工事費内訳書明細

(3) 設計計算書

- ・ 構造計算書 ・ 雨水排水流量計算書 ・ 機械設備設計計算書
- ・ 電気設備設計計算書 ・ 省エネルギー計算書 ・ ランニングコスト計算書
- ・ ライフサイクルコスト計算書

(4) 各種申請協議書

(5) 積算調書

- ・数量計算書
- ・積算根拠図面

(6) 設計説明書等

- ・ユニバーサルデザイン説明書 ・コスト縮減説明書 ・環境対策説明書
- ・リサイクル計画書 ・法的検討書
- ・室内空气中化学物質の抑制措置検討書
- ・その他提案内容により必要となる説明書等

(7) 透視図

- ・鳥瞰図 ・外観図 ・内観図

(提案内容に基づき市が指定する箇所)

(8) 電子納品（報告書及び図面）

- ・本市ホームページ（下記アドレス参照）に掲載する電子納品に関する要領・基準類・手順書による。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/kijun.html>

3. 完工時提出物

(1) 工事記録写真

(2) 完工図

- ・完工図（建築）一式
- ・完工図（電気設備）一式
- ・完工図（空調設備）一式
- ・完工図（給排水設備）一式
- ・完工図（什器・備品配置票）一式

(3) 什器備品財産管理台帳

(4) 什器備品カタログ

- ・カタログ ・保証書 ・取扱説明書

(5) 完工写真

完工写真の著作権等については、次のとおりとすること。

- ・選定事業者は市による完工写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを市に対して保証する。
- ・選定事業者は、かかる完工写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、または必要な措置を講じなければならないときは、選定事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。

選定事業者は完工写真の使用について次の事項を保証すること。

- ・完工写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報等に、無償で使用することができるものとする。この場合において、著作権名を表示しないことができるものとする。
- ・選定事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、完工写真が公表されないようにし、かつ、完工写真が市の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。

(6) 電子納品（図面及び写真等）

- ・本市ホームページ（下記アドレス参照）に掲載する電子納品に関する要領・基準類・手順書による。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/kijun.html>

利用区分の考え方

1 現在の横浜文化体育館の利用区分

(1) ホール（アリーナ）

A 区分	B 区分	C 区分	D 区分	E 区分
午前 9 : 00 ～午後 0 : 00	午後 0 : 00 ～午後 5 : 00	午後 5 : 00 ～午後 10 : 00	午前 9 : 00 ～午後 5 : 00	午後 1 : 00 ～午後 10 : 00

(2) 平沼記念レストハウス（4号室以外）

A 区分	B 区分	C 区分	D 区分	E 区分
午前 9 : 00 ～午後 0 : 00	午後 0 : 00 ～午後 5 : 00	午後 5 : 00 ～午後 10 : 00	午前 9 : 00 ～午後 5 : 00	午後 1 : 00 ～午後 10 : 00

(3) 平沼記念レストハウス（4号室）※第3期指定管理者公募内容

A 区分	B 区分	C 区分	D 区分
午前 9 : 00 ～午後 0 : 00	午後 0 : 00 ～午後 3 : 00	午後 3 : 00 ～午後 6 : 00	午後 6 : 00 ～午後 10 : 00

2 メインアリーナ施設の利用区分の考え方

興行及び営業宣伝以外の利用（スポーツや文化の大会利用等）については、これまでの利用の継続性に配慮し、ホールの利用区分を参考に設定すること。

興行及び営業宣伝については、利用者の利便性や事業の収益性等に配慮し、利用区分を設定すること。

3 サブアリーナ施設の利用区分の考え方

アリーナ及び武道場については、原則として、ホールの利用区分に基づき、利用区分を設定すること。

多目的室については、原則として、平沼記念レストハウスの利用区分に基づき、利用区分を設定すること。

利用料金の単位

1 メインアリーナ施設

スポーツ・文化の大会利用については、次の $1 \text{ m}^2 \cdot 1$ 時間当たりの利用料金を基本として、利用区分ごとの利用時間、施設面積（アリーナ及び観覧席面積）に応じ、より市民が利用しやすい利用料金を提案すること。

興行や営業宣伝については、市場性を考慮した利用料金を設定すること。

なお、メインアリーナ施設は、「みる」ことを主体とした施設であることから、原則として「練習利用」を設定しなくてもよい。

利用区分		利用料金（税込）
大会（入場料を徴収しない場合）	平日	3.2 円/（アリーナ+観覧席面積）・1 時間
	土日祝日	平日料金を基本として 2～3 割の割増
大会（入場料を徴収する場合）	—	現在の横浜文化体育館の利用料金も参考に割増料金を設定することやチケット価格や売りに応じた追加料金割合を設定するなど
大会準備	—	大会利用料金の 50%

※ 面積は、アリーナ面積に観覧席面積を加えたものとする。

2 サブアリーナ施設

(1) アリーナ

スポーツ・文化の練習・大会利用については、次の $1 \text{ m}^2 \cdot 1$ 時間当たりの利用料金を基本に、利用区分ごとの利用時間、施設面積（アリーナ及び観覧席面積）に応じ、市民が利用しやすい利用料金を提案すること。

興行や営業宣伝利用については、現在の横浜文化体育館の利用料金も参考に市場性も考慮した利用料金とすること。

利用区分		利用料金（税込）
練習 ※	平日	0.7 円/アリーナ面積・1 時間
	土日祝日	平日料金を基本として 2～3 割の割増
大会（入場料を徴収しない場合）	平日	1.6 円/（アリーナ+観覧席面積）・1 時間
	土日祝日	平日料金を基本として 2～3 割の割増
大会（入場料を徴収する場合）	—	現在の横浜文化体育館の利用料金も参考に割増料金を設定することやチケット価格や売りに応じた追加料金割合を設定するなど
大会準備	—	大会利用料金の 50%

※ 練習とは、スポーツ・文化の市民利用等を想定した観覧席を使用しない利用区分。

(2) 多目的室

市民等のスポーツ・文化活動（会議含む）については、次の1㎡・1時間当たりの利用料金を基本に、利用区分ごとの利用時間、施設面積、仕様に応じ、市民が利用しやすい利用料金を提案すること。

興行や営業宣伝利用については、現在の横浜文化体育館の利用料金も参考に市場性も考慮した利用料金とすること。

利用区分	利用料金（税込）
会議室	5.7円/1㎡・1時間
会議室（スタジオ仕様）	12.1円/1㎡・1時間

参考 現状の料金体系

表1 ホールの基本利用料金表

（カッコ内は祝日料金、単位：円、金額は税込み）

入場料		A区分	B区分	C区分	D区分	E区分	1日料金
徴収 しない 場合	スポーツ練習	3,400 (4,000)	5,100 (6,100)	7,600 (9,100)	8,500 (10,200)	12,700 (15,200)	16,100 (19,300)
	スポーツ大会	16,500 (19,800)	22,500 (27,000)	28,500 (34,200)	34,500 (41,400)	45,000 (54,000)	57,000 (68,400)
	各種集会等	18,800 (22,500)	25,600 (30,700)	32,400 (38,800)	39,300 (47,100)	51,300 (61,500)	64,900 (77,800)
	営業宣伝を目的とする行事等	45,600 (54,700)	61,500 (73,800)	79,800 (95,700)	95,700 (114,800)	127,600 (153,100)	159,600 (191,500)
徴収 する 場合	興行を目的としない行事等	59,200 (71,000)	77,500 (93,000)	125,400 (150,400)	134,500 (161,400)	182,400 (218,800)	223,400 (268,000)
	興行を目的とする行事等	153,200 (199,100)	205,200 (266,700)	314,600 (408,900)	322,800 (419,600)	467,800 (608,100)	577,200 (750,000)
スポーツスタジオ (第2期ではトレーニングルーム)		1,000	1,400	1,400	2,400	2,800	3,800

(注1) 祝日とは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を含む。

(注2) ホールの利用に伴う準備又は後始末を行うため当該利用時間を超えて供用時間の範囲内においてホールを利用する場合の利用料金は、利用者の利用区分に応じて当該準備又は後始末を行う時間に係る時間帯の利用料金に10分の5を乗じて得た額とする。

(注3) スポーツ大会で舞台を利用する場合は、「各種集会、催しその他これらに類する行事を行うとき」の利用区分を適用する。

(注4) 天井照明の利用料金は、ホールの利用料金に含まれている。ただし、「スポーツ練習を行なうとき」でホールを利用する場合は、2分の1の天井照明を用いるものとする。

(注5) 「スポーツ練習を行なうとき」でホールを利用する場合は、音響設備及び照明機材を利用することができない。

表2 利用時間帯を超えて利用する場合のホール利用料金表

(カッコ内は祝日料金、単位：円、金額は税込み)

入場料		午前 9 時以前		午後 10 時以降	
徴収しない 場合	スポーツ練習	1,133	(1,333)	1,900	(2,275)
	スポーツ大会	5,500	(6,600)	7,125	(8,550)
	各種集会等	6,266	(7,500)	8,100	(9,700)
	営業宣伝を目的とする行事等	15,200	(18,233)	19,950	(20,833)
徴収する 場合	興行を目的としない行事等	19,733	(23,666)	31,350	(37,600)
	興行を目的とする行事等	51,066	(66,366)	78,125	(78,125)

表3 付帯設備基本料金表

(単位：円、金額は税込み)

付帯設備	単位	利用料金		
		スポーツ練習 スポーツ大会 各種集会	営業宣伝 有料非興行	興行
●舞台設備及び器具				
金びょうぶ	1回1双	800	1,000	2,000
演壇(大)	1回1台	480	600	1,200
演壇(小)	1回1台	160	200	400
山台	1回1台	120	150	300
指揮者台	1回1台	240	300	600
譜面台セット	1回最大10台	400	500	1,000
オーケストラ用いす	1回最大10脚	400	500	1,000
ピアノ	1回1台	5,000	5,000	5,000
エプロンステージ	1回1式	4,800	6,000	12,000
その他舞台設備及び器具	1回1個	100	100	200
●音響設備及び器具				
拡声装置Aセット	1回1式	4,800	6,000	12,000
拡声装置Bセット	1回1式	7,200	9,000	18,000
拡声装置Cセット	1回1式	10,400	13,000	26,000
簡易音響器具セット	1回1式	4,800	6,500	12,000
マイクロホン	1回1台	800	1,000	2,000
ワイヤレスマイクロホンAセット	1回1ch	800	1,000	2,000
ワイヤレスマイクロホンBセット	1回1ch	1,600	2,000	4,000
CDプレーヤー	1回1式	400	500	1,000
MDプレーヤー	1回1式	400	500	1,000
テープレコーダー	1回1式	400	500	1,000
録音	1回1巻	400	500	1,000

付帯設備	単位	利用料金		
		スポーツ練習 スポーツ大会 各種集会	営業宣伝 有料非興行	興行
インカムセット	1回1式	2,400	3,000	6,000
移動調整卓A	1回12ch	1,600	2,000	4,000
移動調整卓B	1回16ch	4,000	5,000	10,000
移動調整卓C	1回24ch	4,800	6,000	12,000
その他音響設備及び器具	1回1個	100	100	200
●照明設備及び器具				
照明Aセット	1回1式	4,800	6,000	12,000
照明Bセット	1回1式	38,000	38,000	38,000
照明Cセット	1回1式	60,000	60,000	60,000
エフェクトマシーン	1回1式	960	1,200	2,400
ミラーボール	1回1式	560	700	1,400
スポットライト1KW	1回1台	480	600	1,200
スポットライト500W	1回1台	240	300	600
クセノンピンスポットライト	1回1台	4,000	5,000	10,000
調光装置A	1回1式	9,600	12,000	24,000
調光装置B	1回1式	16,000	20,000	40,000
白熱灯	1回1式	5,600	7,000	14,000
その他の照明設備及び器具	1回1個	100	100	200
●体育設備及び器具				
鉄棒（体操競技用）	1日1式	360	450	900
つり輪	1日1式	520	650	1,300
平行棒	1日1式	520	650	1,300
あん馬	1日1式	520	650	1,300
跳馬	1日1式	520	650	1,300
平均台	1日1式	160	200	400
段違い平行棒	1日1式	520	650	1,300
体操競技用床	1日1式	1,600	2,000	4,000
新体操用床	1日1式	1,600	2,000	4,000
体操マット	1日1枚	64	80	160
とび箱	1日1式	160	200	400
鉄棒（体操練習用）	1日1式	160	200	400
バスケットボール用具	1日1式	800	1,000	2,000
バレーボール用具	1日1式	480	600	1,200
ハンドボール用具	1日1式	480	600	1,200
フットサル用具	1日1式	480	600	1,200

付帯設備	単位	利用料金		
		スポーツ練習 スポーツ大会 各種集会	営業宣伝 有料非興行	興行
テニス用具	1日1式	480	600	1,200
バドミントン用具	1日1式	80	100	200
卓球台	1日1台	160	200	400
ボクシングリング用具	1日1式	3,200	4,000	8,000
レスリング用具	1日1式	480	600	1,200
柔道畳	1日50畳	1,600	2,000	4,000
電光式得点表示器	1日1式	4,000	5,000	10,000
軽スポーツ用具	1日1個	240	300	600
ダンス用パネル	1日50畳	2,000	2,500	5,000
その他体育設備及び器具	1日1個	100	100	200
●その他				
シャワー	1時間1式	2,000	2,000	2,000
特別いす	1回10脚	320	400	800
1人掛け補助いす	1日60脚	480	600	1,200
3人掛け補助いす	1日50脚	1,200	1,500	3,000
折りたたみ机	1回10脚	480	600	1,200
仮設スタンド	1日1式	24,000	30,000	60,000
式典用じゅうたん	1日1式	400	500	1,000
床（館内）	1日1区画	4,000	4,000	4,000
床（前庭）	1日1区画	4,000	4,000	4,000
床（飲食物販売）	1日1区画	12,000	12,000	12,000
持込器具	1日1式	5,000	5,000	5,000
冷房	1時間1式	4,000	4,000	4,000
暖房	1時間1式	12,000	12,000	12,000
その他設備及び器具	1日1式	100	100	200

(注1) 付帯設備利用の「1回」とは、「1利用区分」における利用をいう。例えば、1日利用した場合は、3区分となり3回利用したとみなす。

(注2) 1人掛け補助椅子は、20脚まで無料、それ以上は60脚単位での貸出を行っている。

(注3) 1人掛け補助椅子及び3人掛け補助椅子は、利用日に連続2回利用する場合で観客等の入場者を入れ替えしないときは、1回の利用料金とする。

(注4) この表において「床」とは、物品販売等でロビー等を利用する場所をいう。

(注5) 利用区分「スポーツ練習」で利用する場合は、音響設備及び照明機材を利用することはできない。

(注6) 利用時間の計算において、1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

(注7) ホール付帯設備利用料金の合計額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

表4 平沼記念レストハウス基本利用料金

(単位：円、金額は税込み)

	A区分	B区分	C区分	D区分	E区分	F区分	1日料金
特別会議室	1,800	2,400	2,800	4,200	5,200	—	7,000
第1号室	1,300	1,800	2,200	3,100	4,000	—	5,400
第2号室	1,500	1,900	2,400	3,400	4,300	—	5,800
第3号室	1,500	1,900	2,400	3,400	4,300	—	5,800
第4号室	2,000	1,500	1,500	1,500	2,000	2,000	8,000
付帯設備利用料金							
ビデオデッキ・テレビ (34型)	500	500	500	500	500	500	—
ダイレクトプロジェクター ・スクリーン1式	500	500	500	500	500	500	—
音響設備	500	500	500	500	500	500	—

(注1) 4号室については、A～F区分を複数利用して1日の利用料金8,000円を超えた場合は、1日の利用料金を上限とします。

(注2) 音響設備は4号室のみ。ビデオデッキは4号室以外に設置。

参考2：「横浜市スポーツ施設条例で定められる利用料金の上限」

(単位：円、金額は税込み)

種別			単位	利用料金
貸切利用	ホール	入場料等を徴収しない場合	1日につき	200,000
		入場料等を徴収する場合		750,000
	トレーニングルーム			10,000
	平沼記念レストハウス	特別会議室		10,000
		会議室		8,000
付帯設備			1式又は1台、1日につき	360,000

減免基準の考え方

1 メインアリーナ施設

減免額	適用範囲
半額	(1) 横浜市が行う体育、スポーツ、文化的行事、その他の集会で行政目的のため利用する場合。
全額	(1) ホールの貸切利用を行う主催者が利用する場合の駐車場利用料金 (2) 横浜文化体育館へ物品を搬入又は搬出するために利用する場合の駐車場利用料金 (3) 横浜文化体育館施設の工事又は修繕のために利用する場合の駐車場利用料金

2 サブアリーナ施設

減免額	適用範囲
3割相当額	(1) 横浜市内の高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）が、教育研究活動を目的とした行事に利用する場合。 (2) 横浜市以外の地方公共団体が、直接横浜市民を対象に、行政目的のために利用する場合。
半額	(1) 横浜市内の幼稚園、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）が、教育研究活動を目的とした行事に利用する場合。 (2) 横浜市が行う体育、スポーツ、文化的行事、その他の集会で行政目的のため利用する場合。
全額	(1) ホールの貸切利用を行う主催者が利用する場合の駐車場利用料金 (2) 横浜文化体育館へ物品を搬入又は搬出するために利用する場合の駐車場利用料金 (3) 横浜文化体育館施設の工事又は修繕のために利用する場合の駐車場利用料金